越後屋京本店の年中行事

の年間の生活サイクルがどのようなものであったかを知ること紹介する。「支配要集記」では、支配役の業務としての京ら紹介する。「支配要集記」では、支配役の業務としての京活の変化に対する備などから、賄方の行事を通して奉公人の生活がより具体的な形で見えてくる。京都を代表する商家の生活がより具体的な形で見えてくる。京都を代表する商家の生活がより具体的な形で見えてくる。京都を代表する商家の生活がより具体的な形で見えてくる。京都を代表する商家の手間の生活がよりないがどのようなものであったかを知ることができ、また賠付している。

治二八)からも探し出すことが出来る。
「永代帳」(享保一三~元治元)、「名代言送帳」(元文元~明金「永書」(享保一三~元治元)、「名代言送帳」(元文元~明金方「日用覚」(嘉永二年)があり、そのほか店の日誌であ金方「日用覚」(嘉永二年)があり、そのほか店の日誌である「永代帳」(享保一一年)、書札方「稔間最用」(天保七年)、「永代帳」(第一年)、書札方「稔間最用」(天保七年)、「おいても賄力」(第一年)、「おいても関係)、「おいている史料は、ほかにも賄方」(第一年)、「おいても探し、「おいても関係」(第一年)、「おいている史料は、「おいても関係」(第一年)、「おいている史料は、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「おいているのでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、」(またいでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、」(またいでは、)」(「ないでは、)」)、「ないでは、「ないでは、」(またいでは、)」(「ないでは、またいでは、」)(「ないでは、またいでは、ことがは、またいでは、ま

とができよう。

中行事の下地となっていると考えられる。 市高売上の懸引などが書かれている。この「支配月用集」が年 用事のさいの心得として四季おりおりの奉公人の生活管理や 用事のさいの心得として四季おりおりの奉公人の生活管理や のでは、「支配勤集」のなかに「支配月用集」という項 は、「支配動集」のなかに「支配月用集」という項 は、「大配動集」のなかに「支配月用集」という項 は、「大配の中西宗助が後学の

「支配要集記」の作成者は京本店会所である。会所は本店「支配要集記」の作成者は京本店会所である。住込み手代も出勤して店全体の管理運営に当たる場である。住込み手代も出勤して店全体の管理運営に当たる場である。住込み手代も出勤して店全体の管理運営に当たる場である。会所は本店「支配要集記」の作成者は京本店会所である。会所は本店「支配要集記」の作成者は京本店会所である。会所は本店

トル、厚さ七センチメートルの半横帳であり、七帖綴じ列体裁は、縦一五・五センチメートル、横二三・三センチメ

七年時、 天保一 を書き加えていくことを前提にしていたからであろう。 数は一一六丁分もある。 帖装である。全二五六丁のうち墨付部分は一四〇丁、 四年の貼紙による覚書が追加されており、代々の支配 文化一二年時の八郎右衛門名前交代のさいの貼紙や 余白数の多さは、 必要に応じて用 白紙 明 和 事 Ť

二・五センチメートル、 利 明治初年の貼紙など、所々に加筆訂正や付箋、 年に京本店支配役となった安田久右衛門が追加した記述や、 役の間で利用されたものである。 用されていたことがわかる。 明治五年の呉服店分離まで折々の時代に改訂を加えながら 五センチメートル、横二三・三センチメートル、 明治四年の貼紙を最後としているところから、この帳 方の賄方「日用記」も半横の列帳装で三帖綴じである。 「日用記」は寛政三年に支配役によって書かれ、 全一〇一丁、内余白数は五〇丁分あ 貼紙個 文化六 断があ 厚さ 崮

ていない。 をみると、 賄方は小遣方ともいい、 う部署があり、 工 に当たる役所の他に、 会所の下には西陣方、 責任者として支配役一名と、 配置される手代は二名で、 賄方もその一つである 書札方や金方といった実務をおこな 絹加賀方、 「天保四年正月役附」(本一〇八一) 染物方などの仕 子供(丁稚 (店内略図を参照)。 吟味役として組頭が) は配属され 入れ B 加

> 社仏閣 二年目までの小遣、 得意客の接待などと細々としたものがある。 の道具類の取揃え、 莳 こへの寄付、 のさいに必要な物品 仕事は、 そのほか江 台所関係の下男や出入りの管理、 仕着施を支給するのも賄方の仕事である 行事のさいの小道具諸品等の調達、 の購入、 戸や大坂から上京した手代や 畳 の取替 子供および初 「えや 蚊 帳 元 お

蚊帳、

食器類、

屛風•

掛軸、

茶道具といった道具

類を保管す

の専用の土蔵がある。

集記」 るため のである。 切を引き受ける部署であり、 新町」、「立売」又は 越後屋本店の店名前人は三井八郎右衛門である。 には、 七月の中元と歳暮祝儀のさい、 「六角」、 要するに店生活に必要な雑用 京本店の行事と密着した部署 「西洞院」と出てくるので、 お名前 支配要 様」、 な

参考までに説明をしておく。

た 郎兵衛と名乗り、 月に中立売家 京 中立 一両替店の奥にある。その後八郎右衛門名前 町三井家第三代高弥である。 「支配要集記」の書かれた 一売家はもともと中立売通西洞院に居宅が 族の親分ということで祝儀の対照となってい (現伊皿子家)第三代高登に譲られ、 翌年一 族の親分になってから西洞院 宝暦一二年時の八郎右衛門 新町 家は京都 は明 新町 ?あっ 通六 和六年一一 たが、 高弥は 移 ば 天 . つ 八

京都大火後六角通東洞院に移ったことから六角家と

常生

方

Ó



注) 西坂靖「大店の奉公人の世界」(高橋康夫・吉田伸之編『日本 都市史入門Ⅲ人」(東京大学出版会・1990年)) 掲載図面に加筆。

二代高勝が元八の名(元文五~明和三)で登場する。 呼ばれるようになった。 ほかに初代高利の末子で中立売家第

家第八代高福に変わっており るが、この時代には、 代した。 「支配要集記」 祐であり、文化一二年(一八一五)に新町家第五代高雅と交 記 井家五代高清と六代高祐が八郎右衛門となっていた。「日用 三分割されていた時期 および松坂店 長井四家)と両替系統 三井一一家の家産と営業組織が本店系統 (一七七四) 一〇月より寛政九年 (一七九七) 五月までの間 .衛門名前でなくとも祝儀の対照になっている。 安永三年 北三井家は油小路通二条にある。 の書かれた寛政三年(一七九一)の八郎右衛門は六代高 (現松阪・永坂町・小野田三家)というように 八郎右衛門は新町家第六代高満から北 の一番新しい貼紙は天保一四年であ (現伊皿子・室町・南・小石川四家) (持ち分け) (天保八年~)、そのまま明治 総領家ということで八郎 があり、 (北・新町・家原 その期間 は北三

地を拡げている。 ル冷泉町西側であるが、 照されたい。 京本店の所在地は宝永元年(一七〇四)より室町通二条上 店内の営業部署については「店内略図」 順次に東は衣棚通竪大恩寺町まで敷

に至っている。

ると左の通りである。 奉公人を文政三年 の「店々人数留」 によって

> 通勤名目役 (元 1、 元方掛名代 1 名代 1 後見 1 後

見格1)

住込名目役 (支配4、 組 頭 4 役頭 6 役 頭 格 1 Ŀ. 座 7

上座格1)

平手代 (筆頭 5、 相談役 4 平 24 初 年 自 4 同

二年目8、 新初元7)

このほかに下男が二二人いる。 子供 (角前髪8、丸額% 丸額28

ともに変化し、「支配要集記」に至って定着した。 **元禄期より決まりごととなった店行事のいくつかは時代と** しかし

「日用記」ほか史料にある行事で「支配要集記」には書

いれ

月までの奉公人生活と関わる主な行事をあげてみる。 ていないものもある。それらを補いつつ、次に正月より一二 等より、 △印は

*印は享保 書札方「稔間最用」「日用記」「永書」「名代言送帳」 年の賄方「永代帳」より拾ったものである。

正 月

日 日

年始

0

雑煮祝、 諸社代参、 諸所年礼

*朝屠蘇酒

大富久茶 (梅干入)

*三カ日夕節 鱠 煮物

未明より 蔵明 (但一品はおひたし) 毎月六日、十三日精進日に付 け 店卸 タ飯見合料理 タ飯見合料理

夕、福引

二月 二八日 二六日 二五日 日 三日 二日 一四日 九日 五日 日 九日 諸社代参(毎月に付、以下略す) 七日 夕、茶飯、灸治初め 休日 裁物方、 初寄合 蛭子講 影待ち 元〆役椀飯振舞 休日 月並初寄合 初元平、新上座役へ年褒美仰渡し 役替人事 夕、六角家・新町家へ蛭子・大黒神お迎え 新町家椀飯振舞 北家椀飯振舞 成願寺千巻陀羅尼修行 諸役所入替 小役附寄合 役所替の盃事 △天神講 *朝小豆粥、夕見合料理 角前髪へ年褒美仰渡 朝粥、夕飯見合料理 *浄瑠璃語り三名、 (組頭以上および元〆家督 (上座役以上) (組頭以上および元〆家督 *奈良茶飯 豆腐汁 (組頭以下) 休夜 五月 三月 四月 申の日 二五日 二五日 入梅前 隔年伊勢太々神楽執行 中 一〇日頃 中休みの者へ出立申付 五日 三日 六日 五日 (四日の内寄合なし) 三日 六日 四 日 旬 二月中に子供請判を取ること 蛭子講にて暇仰付の者の引越し盃 花見休息 (以下毎月の各寄合日同じに付略す) 成願寺講 影待 蚊帳釣り初め 節句休日 夕、月並寄合 皆勤褒美者稲荷参詣 夕、内寄合 成願寺講 今宮神事にて上之店へ招待 節句休日 商品虫干し 夕、月並惣寄合 (三日間のうち) *朝夕鱠 煮物 焼物、桃花酒 *朝夕三月節句の通り、料理見合 *正気散支給 *夕小豆飯 汁見合 からしあえ

六月

五日 月並惣寄合(六日は祇園会前夜ニ付)

七日 河原夕涼み見物 祇園会 半日休 (酒、 料理)

*昼素麵、夕見合料理

*土用入 豆餅

四日

祇園会休日 *朝夕見合料理

土用前灸治張紙出させること

土用中保養物支給 *正気散支給

六日 夕、月並惣寄合なし(初荷につき)

子供元服相談

— 四 日

中元祝儀

六日

御霊神事 蔵明け、店卸し (御出祭) 休日 *見合料理

七夕祝 * 昼素麵、夕節句の通り、一汁二菜

子供仕着施申渡し *精霊会

台所下男・出入りへ祝儀

五日 中元休日 *朝夕節句の通り

七日

二四日 初寄合 役所替えの盃

二五日 休夜

夕、小役附寄合 月並寄合

八月

二八日

諸役所入替え

八朔祝

夕、茶飯 灸治 *茶飯 豆腐汁

△中休仕度

一 五 日 月見の休夜 * 芋煮

八日 御霊神事 休日 *朝夕鱠 煮物

二五日 休夜

此月の内子供請判取ること

九月

九日 節句 休日 *朝夕三月節句の通り

一 一 目 影待 浄瑠璃語呼寄せ

三日 月見の休夜 *全員へ大豆

△潰松茸江戸店々へ送る 休夜

一〇月

二五日

成願寺講

蛭子講 十夜法要

△家内火鉢用

(三三日 両替店蛭子講に招待を受ける)

成願寺会式講

一月

夕、紅店火焼、 夕、稲荷火焼 (料理) 組頭以下夜食に遣わす *焼物見合 汁

この頃より顔見世芝居見物 (料理) 交代で

九日 荒神火焼 (料理なし)

寒中河原非人施行 *中旬味噌仕込

八日 夕、御霊火焼

二五日 休夜

寒前灸治

寒中保養物支給

(六日の月並惣寄合忙中につきなし)

二一日頃 子供元服の相談

二四、二五日頃 三日 もちつき 台所下男へ年暮の祝儀 *朝常の通り、夕前載餅、 菜の物見合料理

二五日

△節分

大晦日

諸方年頭状書判致すこと

*朝常の通、 、夕鱠 焼物鰤、 夜分蛤吸物

子供仕着施

歳暮祝儀

店仕廻い、家内残らず掃き掃除

と次のようになる。

以上の中から京本店の祝祭日や奉公人の慰労日を抜き出

正月休日

三ヶ日、一五

日

節句休日 一月七日、三月三日、 五月五日、

九月九日

中元休日 七月一五日、一六日

神事・祭礼 七夕、八朔 影待ち、蛭子講、祇園会、御霊神事

休息 正月・七月~一二月の二五 花見、涼み、顔見世、 旦

月見、

にとっても楽しみであったと思われる。 夕一汁一菜と定められているので、ハレの日の食事は奉公人 た。夕飯には内祝の料理が出される。本店の食事は、 によって判る。出番に当ると朝食後に小遣を貰って外出でき 明より玄関を整えて来客に備えた。賄方の管理下にある子供 (角前髪)が内番をするさいは手当が出ることが「日用記」 公休日と祭礼の日は、 :日の店の体制は内番と出番に分れ、 絹加賀方・西陣方 内番に当った者は未 (朴方)、会所、 通常朝

以下行事の補 階の三カ所の床の間に各々決められ 足説明をしておこう。 た掛物 が 飾 5 n

を吉田、 渡すことを義務付けているが、 月・五月・九月に愛宕山神社百味料、 八社とした。 元禄八年の「家内式法帳」は毎月朔日に吉田神社代参と正 北野、 盧山寺が増えている。 磐座皇、 祇園、 御霊、 享保期には、 八年後の「支配勤集」では、 荒神、 北野天満宮へ祈禱料を 稲荷、 諸社代参の諸社 盧山寺の

九月の月末に江戸、大坂へ送っている。 宗旨に関りなく祈禱代参をし、 る近江の佐々木社をはじめ、 っては業務から解放される楽しみがあったと思われる。 三井ではこの他に、菩提寺である真如堂、 鞍馬寺、 お札をまとめて正月、 高野山その他の寺社 代参に当った者にと 出身地とい 五月、 われ

る。

このとき月番支配役、

ようであるが、 料理で祝う。七月一七日の店卸しの夕飯も同様である。 も出勤することになっている。 月一七日は未明から蔵明け店卸しが行われ、三井家の主人達 年の 決算期が正月と盆の二期であったことから、 たようで、その後の元禄一六年の 「家内式法帳」 「先矩之格式ニ違候様ニ相見得」 」によると三日に店卸しが行われていた 正月は昼には餅、 「支配勤集」では四日 正月四 と守られ 夕飯は見合 E 元禄

になっている。

る。

定庭、 は三井家主人達 目 の寄合は七月二四日を以て初寄合とする。 寄合は毎 月番の元〆以下上座役まで出席する。 紅店も合同である。 月定期的に行なわれるが、 (同苗) が列座する。本店一巻の上之店、 享保期では内寄合は月並惣寄合の 正月 通常は内寄 は二 六日の月並惣寄合 几 巨 合が 几 け

元方懸り役の重役が寄り合うが、場所は同苗の家で行 よび京都の営業店舗、 六日の月並寄合は大元方の寄合である。 本店系統ばかりでなく、 三井家主人達 両替店系統 なわ n 0 お 後に二回行なわれていた。

正月二六日と七月二六日催される小役附寄合は、 でもある。 寄合のことである。 正 月二四日の初寄合というのは、 七月の初寄合では役所替えが行われ盃事となる。 初元以上の手代に年褒美が支給される日 組頭も一名ずつ同席する。 本店内で開かれる月並 平手代全体 惣

配役の勤めでないためか省かれてい 寄合はこの外にも組頭や、 初元、 子供の格寄合があるが

支

の役付をする寄合である。

正月と一〇月の蛭子講 「支配要集記」 のなかで、 (恵比寿 もっとも (須 紙数 講 を割 夷講 7 (講とも) 11 るの

まり、二〇日 須神と新 H [の夕刻 の 町三井家 に六角 朝 0 懸鯛を添 蛭 三井 Ò 大黒 は がえ両 家 天を迎えに行くところ 正 审 家に送りに行 月 立売 月 ٤ 在 伊 Ш 九 わ か 日 5 家 行 0 わ

諸

と料理が振る舞われる。: る者にも来て祝うように 名が招待され 大黒天が飾 床 役手 高房 恵美須講 神社神職 の 右と同 間に祭られ 代 能 大黒に 0 じ品 他 神服 三井 られ、 共 0 た。 料 家第三 理 は、 汁三菜、 氏 々 たかと思 以の御浄 に三 金灯籠 は 師 福禄寿 全員男性客であ 8 前 俣 代 俣 汁 倹約 と手 大根 灯 酒三 内 が が . わ]関係、 ~あり、 蛭子• れる。 明 0) 備えられ 献 時 紙 が 筆 が の享保一 備 外 備 ・になる蛭 が 大黒 また絹. 行く。 裁物方、 えられ えら 吸 かき鱠とあ る。 一井家の 物、 た。 病気で宿下がり n 0 一六年の「内慎建」 『客を朝夕に分けて夢 六年 子・ 加賀 また会 取 た。 た。 肴ニ 両 主人達や宿 大黒 E 替 店 筋 方の る 拉 の絵 階 九日当 が、 可 所 床 限 0 0 別まで数十 事 そ 幅 床 ٤ Ė 0 してい 持手代 n 日 対 間 0) とな 御造 以 は の 間 に 方 前 で 酒 木 は 0

蛭 家 月 講 \dot{O} 若 0) 店 \mathcal{O} ž 0 (V) 蛭 者 蛭 こたちが 子 に には本店 \mathcal{O} 夕 は 祒招 飯 ₺ 待 に 招 日 3 は 上之店、 と決まっ n か **なる。** n る ち 勘定場、 7 なみに京勘定 般 お ŋ K は やは 蛭 子 店 講 ŋ 場 第二

> に n 7 のよう るところが た な大店 のであろう。 多 では、 11 が、 この ように営 重 なら 舖 が V

源

右

の

n

日

く右 今以 二叶 れ身の 徳の忝を祭申 夷と申者天照大神之御弟 而誓仕 車 ま 家内式 ニ而客来もてなし、 子壱枚ニ而御三木を調、 商人不奢して其身之勤 銀壱枚 後両度之夷講二御夷二銀 と過ごし 禄八年に三 候 'n 奢もなく ノニ仕 法帳 候様ニ心 こて候、 夜ニ入候 は奢之さたニ 而 事 方 廻申様ニ、 に 井 三候、 が 昼 勤 記さ のめを第 夜とも二遊 むさと奢か は 八郎右衛門お 蛭 御三木 家内手代 子講 然は第一 n 神すゝし 弥其 而夷之御 二二被 三而 てい を第一二仕、 に 次日 を戴、 壱枚ツ、 可 理 ましき事 候 つ め之小 以成候、 よび 車 は 倹約を本とし (V へとも、 心ニ 候、 子 て、 汁三菜、 供 未明 家内とも二商 一違申 歌 其上 御散 がは夷 其体 正 正 下 人 衛門 ょ = 直 月十 ŋ 而 候 =莮 銭 ノ御 を 々 仕: たるは もう 間 銀 泛其 則 顕 拝 起 上 候 月 テ申 申 相 嫌 Ĺ ため之掟 丰 子 夷 行は É 之道夷之 可 壱 申 定 通 出 夷之御 三釣 様 候 丽 分 通之献 相 をた 而 は 此 心 た

銀

動 決定 が 行 正 さ わ れ n 月 る 0 蛭 役替銘 本店 子 講の 宝人 一々屏 いさいに 1 風 郎 俗 は 右 衣 衛 取 菛 手 代 か Ġ の役 十 仰 九 渡 替 日 す ょ ŋ わ ち 相

また、一〇月の蛭子講は、火鉢の用意をする目安の日となた。正月の蛭子講は奉公人にとっても節目の行事であった。を申し渡された者は三月をもって店から出ることとなってい室のような間仕切りのためのものであろうか。役替ならず暇申」(「日用記」)という慣習がある。屛風は大部屋のため個申」(「日用記」)

一景行

っていた。

九月の影待のみ浄瑠璃語りを呼んでいる。暦期には正月と五月は客を呼ばず内祝いとし、音曲は止め、保期の正月の影待ちのさいは浄瑠璃語りを呼んでいたが、宝早朝徳蔵院の僧一○人によって、千編心経が執行される。享正月一三日、五月一三日、九月一一日と年三回行われる。

神事

[成願寺講]

荒廃していたが、三井家の家祖高利の遺命により、子息達の門に入って北野天満宮の七寺院の一つを興したもので、一時成願寺は創業期の元三井両替店の支配役であった人物が仏

一月二八日の千巻陀羅尼、二月・五月・九月・一○月二五日五年発行の鬼沢正『三井の縁故社寺』を参照されたい)。にちなんで松樹山としたという(詳細は三友新聞社、一九九援助で再興され、日蓮宗となった。山号は高利の院号松樹院

その他の各月の行事は左の通りである。

三カ日は「支配勤集」に「三ヶ日之内手代・子供ニ至迄、

者高利との縁によるものであろう。

の講の日には京本店から役付手代数名が参詣に赴くが、

正月

「何ニ而も下直成肴」を見計らって出された。朝から風呂に服すとある。三カ日の夕食は鱠、煮物、焼物のお節料理だが、賄方「永代帳」によると元朝には屠蘇酒、大富久茶梅干入を度ニ而候」とあり、奉公人が親元に帰ることはできなかった。宿元請人礼等為仕舞可申事、手前ニハ薮入と申義前々より法

福引

も入れたようである。

籤によって決められ、その後福引となる。引が行われるが、福引の前に鞍馬や愛宕社代参役と神事役が六日は新年の挨拶客が持参する年玉物を集めて夕方から福

午

ことになっている。 賄方「永代帳」 褒美が出 年の 百 され、 には大丸勤、 伏見稲 では夕飯 荷 丸 には小豆飯に汁、 (動という成績を上 への参詣を許され 芥子和えを出 た。 一げた皆勤 享保 者に対 年

ñ

三月

[花見休息]

於ゐて料理 1月に書 Iであ 出 .の花見休息が実際に与えられたときの例がある。 花見は夏物の下し方工 貝 る。 夜四ツ限に急度惣中 十二日、 「夏物の下し方工面宜有之候ニ付、 「かれた 七八六) 一申附 時 説 期 的 候間、 三日之間花見二差遣申候、 「掟書」(三井文庫所蔵史料 に花見には遅 四月一 銘 [々日割之通] 面 ○日は現在 相揃ひ帰店可有之候 宜ければという条件 いわけであるが、 可 '被参候、 の暦に直すと、 為休息明十日 尤円山 且朝 :が整 続二六八三-とある。 花見の名目 天明六年 飯 正 って三日 五月七 後より 河弥ニ 天

> 山など遊興地に行くため、 締まる必要があったと思われる。 毎年大酒でしくじったり、門限破りが出 とっては実際の花見時期が夏物衣料の仕入れ、発送で一番忙 時 **|期であったことと思われる。そしてまた、** 間 の休息が与えられたということであろう。 子供には替りに小遣があてがわ 実さいの花見とは事 たりと、きつく取 ずなり 本店 円 ŋ は に

伊勢太々神楽」

た。

出発の 上之店などから支配役など代参人が本店に集合して出掛ける 店からは組頭格以上の役付き手代が三~四名、大坂本店や京 の時もあれば、一一月、一二月になる時もある。 一二年(一七六二)の太々神楽は四月となってい 太神楽と隔年に奏行される。 家内・店々安全、 さいは夕食後、 商売繁盛を祈願するため 吸物、 取肴等で盃事をした。 「支配要集記」 0 の太々神楽 書 ・るが か れた宝 人は本 月

[煤払い]

け

て行われていたが、 煤払いは享保二○年では五月二二日の夕方から二三日 通の家々に知らせておく。 煤払いは前もって隣家や店の接している室町 元文期より六月二日 出 入りと日雇 <u>اح</u> いを労働力とした 日 \mathcal{O} 両 通 日に定 と衣 か

「祇園会」

一四日は休日のため子供も外出できる。 七日の祇園会は暖簾を掛けたままとし、昼より休みとなる。

江戸からの客や田舎出の子供にも見物させることもあった見世を開いて屛風を飾った。また山鉾見物の場所を借りて、御輿を待つ町衆のために、室町通りに面している木綿方の

(「永書」本一二五による)。

に汲み

元、子供には替りとして小遣が渡される。八分、さらに三匁と食事代をあてがわれた。涼みのさいも初酒は持参するが、料理は鍵屋で一人二匁ずつ、後年には二匁七日の祇園会後から数日間、交代で涼休息を与えられる。

土用

日程水取の餅を夕飯前に出した。 茶粉の三種を水で呑ませ、豆もちを食べる。また土用中は五、賄方「永代帳」によると、土用入の日は小豆、にんにく、

まりで、保養に正気散を大釜で煎じて支給した。暑ということで、保養に正気散を大釜で煎じて支給した。はかには暑さ負けせぬように冷し汁と鯱汁や鯨汁を一、二

七夕

店にきた三井家の主人達とともに、他の節句と同じ料理で内五節句の一つであるが、玄関は整えるものの休日とはせず、

[中元]

い。朝夕の料理は節句と同じにする。代・子供は親元、請人に礼に赴くが、店には戻らねばならな一五、一六日は中元休日で、諸事正月三ヵ日と同じく、手

九月

一〇月

[十夜法要]

店)から、戒名書として数人ずつが交代派遣される。勘定場、紅店)と両替店のグループ(両替店糸店、間之町て十夜の法要が営まれ、京都の本店グループ(本店、上之店一二日より一五日の間三井家の菩提寺である真如堂におい

一一月

[火焼]

われたが、夜の休みはなかった。宝暦期では休夜となってい八日の稲荷御火焼では、享保期には全員に焼物と汁が振舞

種が出された。 一八日夕方は御霊社の御火焼があり、全員に夕食に料理一一八日夕方は御霊社の御火焼があり、全員に夕食に料理一る。同日の夕方紅店での御火焼の夜食に組頭以下が招かれた。

[顔見世]

一二月一一月六日には子供にいたるまで全員に顔見世、すなわちでれることから、楽しみの一つであったことは間違いない。変居見物が仰せ渡される。全員が一度に出掛けるのではなく、芝居見物が仰せ渡される。全員が一度に出掛けるのではなく、一一月六日には子供にいたるまで全員に顔見世、すなわち一一月六日には子供にいたるまで全員に顔見世、すなわち

[もちつき]

九人、米踏みが外に二人が雇われている。 寛保二年の餅搗きにさいしては出入り、臨時雇い合わせて

- (1) 賄方「永代帳」(三井文庫所蔵史料 本一五五一)。
- (3) 同 右 別六八。
- (4) 同 右 本一二三~本一三八。
- (5) 同右 別一七五四~別一七八二。本号掲載の西坂論
- (6)『三井事業史』資料篇一所収。江戸、大阪において

- 大年のもの)が残っていて、基本的には同一内容であた年のもの)が残っていて、基本的には同一内容である。ただ三都の越後屋は仕入れ店と販売店という違い、る。ただ三都の越後屋は仕入れ店と販売店という違い、お見られ、「支配月用集」も当然異なるところがある。が見られ、「支配月用集」も当然異なるところがある。が見られ、「支配月用集」も当然異なるところがある。が見られ、「支配月用集」も当然異なるところがある。で言」『三井事業史』本篇一には享保末年、大坂は元禄一人の生活と年中行事が要約されている)。
- 四ページ〜五六ページ参照。 ついて」(『三井文庫論叢』第三○号、一九九六年)五、 西坂靖「越後屋京本店手代の小遣・年褒美・割銀に
- (8) 越後屋代々の八郎右衛門は次ページ表の通である。
- (9) 三井文庫所蔵史料 本一〇九五
- (1)、飯番(2)、奥櫃張庭(1)という役割りがあ張 庭 下 役(1)、届 番(1)、追 回 し(10)、薬 番(1)、男脇(1)、上番(4)、櫃張庭上役(1)、櫃の) 二○名を越す下男には、寛政三年十二月では男頭
- 井文庫論叢』第二五号)参照。(11) 西坂靖「越後屋京本店手代の規律違反と処分」(『三る「内覚」(三井文庫所蔵史料 本一四三五)。

越後屋八郎右衛門歴代

A MORE APPLIATION				
番号	名 前 (備 考)	襲名年月日		
1	高平(北家2代,高利長男)	寛文 9 (1669) ~		
2	高富(伊皿子家初代,高利二男)	貞享4 (1687) ~宝永 6 (1709).5.5 (没)		
3	高治(新町家初代,高利三男)	宝永7 (1710).10.25~		
4	高房(北家 3 代,①長男)	享保元(1716).8.21~		
(5)	高方(新町家2代,③長男)	享保19(1734).3.15~寛保元(1741).9.20(没)		
6	高美(北家4代, ④長男)	寛保元(1741).10.26~延享4.9		
7	高弥(新町家3代,④三男)	延享 4 (1747).11.12~		
8	高登(伊皿子家3代)	明和 6 (1769).11.15~		
9	高清(北家5代,⑥二男)	安永 3 (1774).10.21~		
10	高祐(北家6代, ⑨長男)	安永 7 (1778).11.18~		
11)	高雅(新町家5代, ⑦男)	文化12(1815).10.1~文政12(1829).10.1(没)		
12	高満(新町家6代,⑩二男)	文政12(1829).12.25~		
13	高福(北家8代)	天保 8 (1837). 8.25~明治11(1878).11		

注) 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』別巻より

17

<u>15</u> 16 元までは

日光膳、 "三井文庫論叢』第三二号参照)。 三井文庫所蔵史料 向右同断と記されている。 本二六七-四。

0

屋京本店手代の勤務成績管理と勤務状況について」 勤」、三時までを「丸勤同然」とした(西坂靖 内休みも欠勤もなしを「大丸勤」、二時までを「丸 勤務中の一時休みや欠勤を朱星、黒星とし、 半期 一越後

井文庫論叢』第二五号 西坂靖「越後屋京本店手代の規律違反と処分」(『三 一九九一年)参照。

18

月中旬の所に記載されている。

た「江戸支配勤集」の「支配月用集」では、花見は三

「支配勤集」の「支配月用集」では三月の項に、

ま

(樋口知子)

12 る。 仕者等談話要領)。 朴」とし、 加賀物をト、羽二重を木という符帳を組み合せ (『三井文庫論叢』第三六号「京都·大坂越後屋勤 両方扱う絹加賀方を朴方としたようであ 7

<u>1</u>3

『三井事業史』資料篇一所収。

14

所蔵史料 本一〇七一-五)では支配人から上座まで

享和三年(一八○三)「年中式日心得書」(三井文庫

に吸物膳さわ栗、向ぬたくき、引盃付、平筆頭より初

238

曽

見

江

佐

留

所

於

戒

敬

凡例

部分は、古いもの順に番号を付けた。 付箋、貼紙個所は□で示し、文面は適当な位置に □ 」正月から一二月までの貼見出しは省略した。

、字体は原則として通用の字体を用いた。 は右肩に(端紙消) と記し [] に括った。 は右肩に(端紙消) と記し [] に括った。 、朱書は「 」でくくり、(朱書)と注記した。

、符牒はできるだけ行間に実数を付したが、紙幅の都合で、読みやすくするため、適宜読点を加えた。

変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者

(は)、江、

而は漢字のまま小さくして用いた。

/は原文のとおり

省略した個所もある。 兀 ッ 五. サ 六 カ 七 エ 使用されている符牒は左の通り。 チ 九 ウ シ 舟 百 千 仙 貫 匁 分

239

「支配要集記!

(三井文庫所蔵史料 追三九二

支配要集記

恙相勤させ候様懸引勤労之役儀也 批判請不申様心気を配り、 夫支配役者主命を請て昼夜店一円に内外を預り居候事ニ候 専能身を備へ心を正敷、 得者、等閑に不存候儀ハ勿論之事ニ候、 仁愛を以家法を糺し、家内一統無 内ニは惣中棟梁たる儀を不忘、 第一世間より店之

儀あり、 得候へは 之色を顕し候而、内心ニハ成合之了簡抔ニ而事を済 候、 年を経候得者、 仕向ケ候而者前後不都合成義出来申事ニ候、尠之事ニても 同役無別心相勤候時者、 分ニ我意之風義を立候者者非一致ニ候故可嫌事と可心得 相談共品ニより仮令其席ニてハ及争論候而成共、 ハ役儀之冥加を不存、不実不忠と可相心得候、 一様ニ無底意実気を以遂示談候事ハ、 只日用之勤方相互ニ申合せ、身持家風に不背一様ニ心 諸事相談之席ニ望、座形り宜様に心得違、 古実を不承候而只其時之宜敷ニ随ひ候様ニ万事を 以下猶更其教を学ひ申事也、 物事取失ひ候様可相成義を常々考可申事ニ 以下勿論之習ひ也、凡其家々之風 誠ニ一致和熟と可云 然者上下に不限一 又商用并諸 表向者同心 万端工 いせ候事 面

> ニても、 又前後二思慮を廻し候而者物事ニ付少々鈍く相見得候もの を可存候、是等一致之可為肝要歟 家法を守り衆とひとしき風儀之者ハ、 外ニ無妨

往昔元禄年中之建方、扨享保年中新建以後、段々伝承之上 当時迄皆々無相違勤来り候得とも、次第二内外臨時之諸 日用之

業作、 を以毎朝用談ニおよひ可申事、猶亦年増用向可 繁く成来り候事故、 年中之行事失念滞り為無之相記置所也、 猶此末とも益違乱無之候之様、

其品々時々書加へ、永代不易之可為要集事

相嵩候

然者此帳

面

然者渡世肝心之事故聊も手抜無之候、 江戸、大坂商之懸引、扨又買方仕入方都而商用之事者 元〆、名代、後見日々及示談、惣懸りニて相勤 尓し何れ一品も支配之見聞に迯れ候事ハ無之候。 仍而此帳面ニ不 ル事ニ

及記ニ、依之相除所也

大元〆 赤尾六郎兵衛 赤尾六郎兵衛 福田久左衛門

国松清兵衛

後見

川島利右衛門

百

向崎吉郎兵衛

越後屋京本店の年中行事 (余白一丁分 (貼紙) 宝曆拾弐年 右之通相心得可申事 帳面 当節より金銀貸先々印形取可申ニ付 両替与得引合せ印形可致 候事 当秋より支配人算用帳相当り候節左之通相定 天保十四年 上当り可申 一々番を打可 卯秋 申 支配 同 支配 同 同 松本六右衛門 松下善五郎 橋井利兵衛 中川三郎兵衛 浅井文右衛門 相改候 昼夜共如何様之用向有之罷出候共、 会所へ随分相詰居可申事常式、 之故、 廻り、 役所見廻り相済候ハ、、 非番支配人ハ其席より直ニ諸役所一遍見廻り、 内月番家内之工面并諸方吉凶送り物等夫々可申 右相談相済候ハ、其席より筆者呼寄せ本月番本状認懸り 之節可申談事、 もの等、 諸役所之工面并病人等之善悪、 寝昼寝等も自然と無数養生方宜敷候、 して其人之行作役所之備方等致見分候得者、 上夫々可申渡候 敷役所備方宜候得者、 議難成儀を可致思慮事 神儀と可心得候、 ·朝神拝可仕事、 飯後同役相揃候而会所へ寄会、其日之商用并諸用相談之 尤会所定座席を不去下書認可申候 万事利屈宜敷候事 病人等有之候ハ、善悪聞届遣し可申事、 用 其外日々之用向相談相極、 并 又ハ月番名代迄申達候事共夫々示談可申事 尤諸宗之無隔店安全之祈可為信心事 壱人計残り候 日用工面宜敷候事

夫より表二階、

新二階一

遍

通り見

自然と行儀正

不見不聞 渡

両人宛無怠慢居り

一罷在候

其上二階自堕落ニ

左候得者又

諸方付届

ケ、

又ハ吉凶送

其内ニ者元〆名代立会

可

一番表向急用事ニ付罷 両人宛ハ店ニ相の

出 居

残り

可考事、万一支配人壱人罷在候時、店用又者表立候用向出支配、組頭之内段々帰宅申ニ付、古来より如斯也、其意を一休日者壱人、外ニ組頭壱人ニ而相済来り候、是者夜分ニ成

一何方よりニても三井八郎右衛門店手代中と丫手紙ニても参来候共組頭を差出し、是非共支配役壱人者店在番可申事

一江戸、大坂御督意様方添状御持参店表へ御出候ハヽ、内月候ハヽ、披見之上夫々役筋之者致差図、応答可致事

但御酒ニても差出し候筋ハ、外ニ相応之者一両人差出

シ友々饗応可申候

番罷出御挨拶可致候

御宅又ハ両替店へ送り遣し可申候ニ候ハ、、不致披見疾と内ニ而逐吟味、若キ者ニても相添三井八郎右衛門様と認来候手紙ニ而、先キ様覚無之御名前

出し、用向之筋聞届させ可申事有之候共、むさと罷出申間鋪、事に馴候組頭、役頭之内差店表へ支配人ニ面談致し度旨ニ而訳筋難知候初而入来之仁

ハ、、御出致毎鳥渡罷出尊敬可申事及挨拶、下し場役人引合置可申候、扨又御大医衆相招候病人在之初而相招候御医師へハ、最初ニ支配人罷出慇懃ニ

元方并御宅々より吉凶為知之廻文参候ハ、、早速宿持へ可可差出事ハ直ニ可申付候御触状、留帳持出候ハ、早速致披見、品ニより台所へ張紙

申聞候

り聞合候様、手早く取計可申事へも懸ケ合可申事、尤両替店江返答ニ不相成様此方よ但惣家中へ廻文差出候筋祝儀割合等前格相談之上両替店

但内月番之役儀ニ候得共、若他出候ハ、内役之もの壱人若火事之筋方角に随ひ見廻之人差出し可申事

京出生之手代、江戸、大坂より中登宿許へ参候ハ、、翌日た身上持居申者之心也、然者店を預り居候可為心得事と身上持居申者之心也、然者店を預り居候可為心得事と聞付候をで不限同役之内致他出、先方ニ居候而若火事と聞付候

参候哉難相知候、扨又店へ風置あしきか、

こて聞届可申候、

無左候而ハ大勢罷出、

其上何れへ誰

又ハ余り

程

生肴両種着為祝儀差送り可申事

之者へ相添可遣事と者へ引越候節、塩肴又者干肴ニても供

申事(一度差送可申事、尤薬方役人折々見廻ニ遣し、様子承届可一度差送可申事、尤薬方役人折々見廻ニ遣し、様子承届可手代子供病気ニ而宿元へ養生ニ差遣置候ハ、、為見舞生肴

(余白一一丁半)

正月

申 元 百 未明より惣様互ニ年始之祝詞申述 直ニ雑煮祝ひ可

即刻下シ場真中へ三宝餝り、 東向ニ居 置 内役支配人より

F. |座迄縫方ニ南西向列を建、 礼を請 可 車 車

|熨斗昆布主中様方へハ支配人座立候而差出し 惣礼者へ者役頭、 可 申 帹

上座之内

諸社代参

但帰宅相改可 車 候

主中様方年礼御 始嘉儀可申上候、 出被遊 扨又八郎右衛門様御出被遊候ハ、、惣様 候 八ハハ、 内二居合候役人之分不残年

一残嘉儀 町申 上上候、 御退出之節者支配人例之通玄関迄送り

罷出可申事

早天玄関番出し候哉、 一町衆御出之節者前ノむしろへをり候而手をつき、 内番役人より見届可申

忝由

ヲ 可申述事

八郎右衛門樣当町并裏町

年礼

御勤被遊候事

支配筆頭壱人町中 并年 礼 可 柏 勤

但手札 越後屋八郎右衛門店

町ニ 抱屋敷有之候 而 他 町ニ 住居候町衆へ は 支配筆 頭年

礼

相廻り可申事

但手札 越後屋八郎右衛門代

覧之上絹かが方違棚へ積置可申事出入商人職人より年玉持参候分直 |々ニ内番所へ指出

但夜ニ入候而礼帳ニ年玉物引合半箇ニ〆封を付、 絹方役

へ相渡可申候

家内ニて一品も散乱不申様玄関番 へ疾と可

車

付

置

其席

内番役人昼飯ハ唐物方ニ而支度可致

信持、 、当役、 退役手代年礼之序二致昼 飯候ハヽ、

こて何れも一様ニ可申付候、 給事に候得は、 支配人より挨拶可致候得共 尤銘々年礼之工面勝手ニ

およひ不申候

二日 礼式請方諸事元日之通 也

三日 礼式請方諸事前日之通

玄関番朝より昼迄相勤候者を両人、 東西之代礼可申付

四 日 但祝儀包銀、 初穂銀等賄方永代帳と引合為持 前 遣

但会所ニ相詰候而運人、 未明より土蔵を明させ代物取出させ可 其外怪我人無之様心を付、

騒

無之様制し可申事

諸役所改人割合名代、

支配人割合認置

可

申

賄方有も Ō ハ組頭相改可申

代物改相済候 させ付建落無之様可申付候 土蔵、 穴蔵とも組頭役 つつ申 談

但諸役所小箱例年之通無相違組頭役より相改させ 可申 傧 但子供之分より先へ可申

中勘定相済候迄不残会所ニ相詰可申事

元方御月番元方役人方へ手紙ニて尋ニ遣可申候

月番 支名 配代 人

江戸勤番

内月番

組支頭配人

撰糸店 支名 配代 人

元八様年礼御出被遊候のし昆布支配人持出、 右会所塗板書改させ可申事

差上ケ可申

事

但御昼飯御窺可申上事

六日

夕、福引

但組頭賄方役人早朝より褒美物代参之割合等早朝より打 ニ当り候番之処、 寄拵可申事、番付之内御名前様并御老分主中様方御歳 褒美前年之格引合可申事

附り

壱番 鞍馬代参鬮取

弐番 神事役 同

金払 愛宕代参同 同

三番

Ŧi. 番 惣用福引

> 七日 休日

但南都、木津、 近江今日 年礼ニ参候間、 絹かゝ方役人之

内内番相勤させ可申候

八日より白平直分ケ直打方ニ取懸可申事

九日、 但委細絹加賀方帳面ニ控在之事 十日 右両日元〆役椀飯ニ有之候、

人数割前広ニ仕

分ケ置可申事 元〆より組頭并元〆家督まて

十一日 北様椀飯被下置候、

罷出申候 但支配人壱人留守番可相勤事

へ御出被遊候節御礼可申上事

十二日 早朝北様へ御礼ニ参上申

置候而罷帰可申候、

尤店

十三日 十三日 早朝より晒札懸ケ相極可申 徳蔵院相招、 早朝より千遍真経執行相 事 頼

崱 申

事

十三日 嘉例之通影待目出度相勤可申事

尤前広ニ手紙ニて徳蔵院へ可申遣

候

但諸社御祈禱、 候而神檀へ并へさせ、神服氏神拝相奨可申 鞍馬、 愛宕代参前広ニ致し置、

当日御

札

事

附り

此月者客来無之内祝ニ候ゆへ音曲 で、夜時分西陣方、下し場、 小松方へ酒出し相祝ひ可 ものも参不 申 候 申

付候

≥勢両宮大神楽料松坂店へ通達可

十五日 伊 休日

十六日 参上仕候 新町 7様椀飯 被 下 置 候、 元〆 より 組 頭 好并元 〆家督迄

但支配人壱人留主番 可 柏 勤

十七日 早朝新町 7様 江御礼ニ参上申置候 而 店 へ御出被遊

七日 蛭子講廻文指出

ジ可

申

車

節御礼可申上候

但主中様方、 差出 し可申 店々当 「役退役手代夫々書札方控帳相

祝候様ニと可申遣事 宿許へ差遣置候手代子供病人之分手紙ニて、 参 候 而 相

+ 可 八日 中渡事 同役店用 ハ格別、 私 甪 他出 相 正 メ 諸用 工. 面 聞 届

壱人宛子供相添、 一同 夕方中立売、 一同 夕方中立売、 新町御宅へ蛭子、 П 上ニ而 請 取ニ遣し 大黒為御迎 可申 <u>·</u>候 初元之者

十八日 夕新上座役出来候 ハハ 同役立会、 内意并 主中 様

+ 罷出候節之礼儀等迄疾と可 嘉例蛭子講朝七ツ時迄ニ惣様朝飯給させ候様工 申 ·渡事

致

座敷廻り掃除其外共主中様方御出 未明より蛭子尊神御膳差上ケ可 但本膳之分支配人持参、 焼物組頭持参差上ケ可 車 座前 事 ニ見分致

可置

申

客来雪駄付札可申付事

を付可 諸役替当人前広ニ支度致させ、 車 事 被仰渡之節不都合無之様

出 出 主中様方江御膳指出候之節、 盃 司申候、 者梅也、三 末々迄持廻り可申候、 末々ハ平、 献目初元之者酌取、 子供ニても不苦候、 一献目ハ中年平手代酌取 支配人筆頭より 支配人取肴持出 尤初献支配 組 頭迄段々持 末々迄 1人持

挨拶可申候、 盃 二八松也

三献目主中様方相済手代之部へ盃廻候節、 盃 可致用意事 相初り候間 前広ニ盃台、 取さかな、 酌 八郎右 取之子供何角 衛門様

御膳引候節最初之通支配筆頭より

段々二罷

出

御膳下

ケ可

Ł

御退出之節誂方東側 申 飯ハ 傧 惣用相祝候建也、 、相并候 絹 か ヾ方北側支配 而 平伏可 車 八筆 頭 ょ ŋ

·様方之内御出 |座無之御方在之候

南側組頭より段々平座まで順列相祝

申

元方主中様

右者御出座不被遊候分、 御肴差上 テ 可 車 事

但手紙認方書札方帳面ニ在之候

暮半時恵美須御膳下ケ最初ニ

(朱書)「六角」

新町

右弐ケ所様分御供のり入紙水引懸ケ候而退置、 其後惣用

惣用夜食相済候ハヽ、 段々ニ頂戴致させ可申 順之舞盃相初メ、

二役替銘々盃致し可申事

惣様判取候而家内夕番見廻り候後、支配人又々二階、 台所

隅々迄火之用心見届可申事

廿日 ニ参候人ヲ遣シ可申事 早朝中立売、 新町御両所へ両尊送可申候、 廻文 支配人改り候ハ、櫃上書書状名前家内 尤前日 迎

但懸鯛海老

御供差添可遣事

役替并暇之銘々御礼ニ参候様可申付候

居可申事 店々当役前日之礼ニ可被参候間、 両人ハ早朝より会所ニ

廿一日 役替ニ付江戸、 皆動帳仕懸ケ可申事 大坂、 勢州店 へ可致通達事

> 諸役所附仕懸ケ可申 但末席之役儀と可心得也

年 ·褒美吟味可相改事

廿二日

役付皆勤年褒美出来之上元〆、名代可及相談事

尤右文言暮前より御出席

世二日 初寄会廻文指出可申候、

被遊可被下と認候事

廿三日 役附清書可 单 付事

廿四日 年褒美被仰渡候節 初寄会

例之通相

勤

其

後

新上座 П

平之分

初元之分 — — П П

寄会相済候上絹か、方ニ而元〆、 右三仕切ニ段々差出シ可申事

名代列座へ惣用年褒美之

惣様役所替之盃事例之通可申 ·付事 礼可為致事

廿五日 早朝年褒美

裁物方一口

角前髪一

 \Box

右支配人より立会可申付事

廿五日 休夜

廿六日 但初 元明キ可申付事 今夕小役附寄会相勤 可 車

廿六日 可申事 月並御寄会、 尤初寄会二候間、 支配、 組頭迄出 勤 今月初老年賀祝儀差送り可申事、 尤主中様方并当役退役之

但十六日之替り也

廿八日 諸役所入替

今夕江戸、大坂役所替通達之事

并書状名前相改家內廻文

今日成願寺千巻陀羅尼、

組頭以下控帳之通遣し可申

京、 書改可申事 江戸蛭子講之上名目役替有之分、会所并台所塗板早速

諸役所金銀受取帳口書可申付事

諸社御祈禱札月末ニ相 揃 江戸、 大坂へ指下可申事

文指出可申事 江戸、大坂役替書状到着候ハヽ、 但退役致候面々も組頭迄書記、 支配人、組頭迄ヲ相認廻 知らせ可申

并櫃上書書状名前家內廻文

(余白九丁分

二月

諸社代参

本月番其外会所塗板相改可申 但帰宅相改可申 候

元方御月番手紙ニ而元方役所へ尋ニ遣 L 可申事

年賀聞合可申事

夕茶飯申付、 惣用灸治致させ可申

四 日

夕内寄会相勤可申事

六日 夕月次惣寄会

十日頃 上之店初寄会

但四日ニ主中様へ廻文差出

可申事

但六日夕日柄御伺可申上事

廿五日 成願寺講

但支配人不残廻文ニ在之候、 勤不申候、并灯明料其外懸銀割合等何れも店出しニ在 壱人罷出 司申 尤当番

中旬頃 八郎右衛門様大坂御下向、 初寄会之上名目役替

申

之候

来候ハ、早速会所塗板書改可申事

十六日 此月之内子供請判取可申事 月次御寄会、 支配人、組頭壱人宛罷出可申事

余白一〇丁)

諸社代参

但帰宅相改可申

本月番其外会所塗板相改可申 事

(余白九丁半) 十六日 六日 三日 四 日 四 日 六日 本月番其外会所塗板相改可申 主中様方并当役初上巳祝儀有之候ハ、、 夏物下し方工面宜候ハ、、 元方御月番手紙ニて尋ニ遣し可申事 諸社代参 正月蛭子講之上御暇被仰付候銘々、今月引越盃可致工面事 元方御月番手紙ニて尋ニ遣し可申事 こ差送り可申事 四月 但帰宅相改可申 但主中様方へ四日ニ廻文差出し可申事 但主中様方へ四日ニ廻文差出 但玄関番差出し可申 尤袴羽織也 休日 内寄会 夕月次惣寄会 夕内寄会 月次惣寄会 月次御寄会、 候 支配人、 事 例年之通惣様花見之休息ニ差遣 事 組頭壱人宛罷出可申事 し可 申 毐 前広ニ 一聞繕、 朔日 余白八丁半 十日頃 十六日 本月番其外会所塗板相改可申 諸社代参 今月入梅より前天気宜敷候節、買入置候茶鵜其外星入無心 談事 今月申ノ日吟味、 店 隔年太々神楽執行代参之者相談相極り候ハ、、 主中様方并当役之内初端午祝儀前広 元方御月番手紙ニて尋ニ遣し可 元品何れも取出させ候て、会所又ハ新二階ニ而風を入可申 し可申 五月 但帰宅相改可申候 但何れ之品も日あたりを可嫌事 但太神楽年ニ候ハ、其段御師方へ及通達、 但六日夕惣寄会之上被仰付候様ニ前広可致差略 扨又御師方へ可致通達事 ŋ ,神楽料差添遣候様通達可致事 事 月次御寄会、支配人、組頭壱人宛罷出可申事 年数来候中休、吟味之上出立可申付事 蚊帳釣初并諸役所寝臥之割方組頭へ可 事 車 車 ニ聞繕、 扨又松坂店よ 祝物差送可申 前広ニ勢州 事

申

床机可申付候

月末ニ諸社御祈禱札

相揃

江戸大坂へ指下可

Ŧi. 但玄関番差出 日 休 Ë じ可

事

六日 月次惣寄会

尤袴羽織也

但主中様方へ四日ニ廻文相廻し可申 車

十五日 今月中頃迄之内天気見合、西土蔵古帳面相改可申 上之店神事前格之通人割を以差遣し可申 事

但江戸中登逗留候ハ、指加へ可申事

十六日

月次御寄会、

支配人、

組頭壱人宛罷出可

申

影待目出度相勤可申

但諸社御祈禱鞍馬愛宕代参前広ニ致し置、 当日御札

神檀へ并へさせ、 神服氏神拝相奨可 車

此月者客来無之内祝ニ候ゆ 尤初夜時分西陳方、 下し場、 小松方へ酒出し相祝ひ可 音曲ものも参不申候、

廿五日 成願寺講

晦 日 御輿洗見物、 江戸、 大坂来客有之候ハ、、二軒茶屋

中 |月之内伊呂波簞笥相片付可 ·旬迄之内工面見合惣様櫃改可致事 申

余白九丁分

諸社代参

但帰宅相改可 車 傧

本月番其外会所塗板相改可 申 喜

元方御月番手紙を以尋ニ遣 可 車 事

二旦、三日 店煤払可致事

但隣家、

向并二条北側へ断申事

失念致間

兀 日 夕内寄会

五日 但三日ニ主中様方へ廻文差出し 夕月次惣寄会

可

7申候

附り

今月計ハ五日夕ニ候、 也、 尤五日夕御迎夜ニ候故、 日 ハ六日ニハ祇園会之前夜故 主中 様方御膳部

こて差上ケ可申事

河原夕涼為見物惣様人割を以差遣可申 但五日夕惣寄会之上被仰付候様前広ニ可致差略

十四日 祇園会休日也

十六日 御輿洗見物江戸、大坂来客等有之候ハ、二軒茶屋 月次御寄会、支配人、組頭壱人宛罷出可 車

249

へ床机可申付候

+: 一用中為保養給 もの例格之通 可 申 付 事

但土用前灸治張紙出させ可 申

十四日 八ツ時祇園少将井之神輿二条通迄御通り之節、

見世へ腰を被懸候ハ、、 町衆中待合之節例年木綿方見世開ニ而、 氈三枚敷候而干菓子指出し置、 見世ニ乍居何れも様御苦労ニ奉存 支配人罷出、 金屛風引廻し、 町衆待合之節

但町衆行通ニて立寄不被申候ハ、不及挨拶候

候段可致挨拶事

(余白九丁分

七月

諸社代参

但帰宅相改可申候

本月番其外会所塗板相改可申 事

元方御月番手紙ニて尋ニ遣し 可 申 事

四 日 夕内寄会、此月ハ初荷ニて事多候故、

無之建ニ候

六日

夕惣寄会、

是以初荷之砌故無之候

七夕 主中様方店表へ御出被遊候間、 其段心得居 可 中事

但当役宿持之分ハ何 れも出礼ニ候

八日頃 附り支配以下店勤之ものは十五、 子供元服相談可申事 六日ニ礼相勤可

中事

(貼紙) 十日 頃 台所男共祝義相談可申

事

十四四

日

夕諸役所工面能相仕廻

候上、

子供へ

仕着施

可

申

「十四日夕方 ^{貼紙)}

毛 当

則兵衛様と御改名被遊候所、 北八郎右衛門高祐様御名前新町高雅様へ御 御嫡家之由緒ヲ以盆前 譲り替、

極月共別宅之頭壱人、支配人之内壱人、 新町高雅様者当時御名前ニ付、 勿論同様両人罷 両人罷上申

上申候事

中元為御祝儀油小路北、 御名前様御二方様へ、 砂糖

曲

宛

差上ケ可申事

但賄方帳面ニ控有之候

町内年寄并北隣海老屋殿へ例之通中元祝儀 可遣 事、

ニて三井八郎右衛門と手紙認遣し可申事

十五日六日 休日也

但主中様方店へ御出は無之候得共、退役其外礼式有之候

内役備方式日之通可相心得候

十七日 但会所ニ相詰候而運人其外怪我無之様心を付、 未明より土蔵を明させ、 代物取出させ可申事

随分騒

無之様制 し可申 毐

諸役所改人割合名代、 支配人程よく割付認置可 車

代物改相 方 有物 ハ組頭 ハ、土蔵穴蔵共組頭役相改、 相 改 可 車 付建落無之様可 御医師方薬礼七日前逐相談、 「宿許へ養生ニ遣候手代、

但諸役所小箱例之通組頭役相改させ可申

事

一十八日 休日 一中勘定相済候までハ不残会所ニ相詰可申事

但御霊御出祭ニ候、

此日は客来無之候

一廿三日 役附清書認させ可申事 | 一廿三日 役附清書認させ可申事 | 之通也 | 之通也 | 一日 | 主中様方へ初寄会廻文差出し可申候、尤文言例一廿二日 | 役所付皆勤出来之上、元〆、名代へ可及相談候

| 寄会相済候後、惣様役所替之盃例之通可申記|| 廿四日 | 初寄会

廿五日 休夜 寄会相済候後、惣様役所替之盃例之通可申付事

廿六日

勤可

申

廿六日

月次御寄会相

支配人、組頭元方役所迄罷出候而、元〆、名代と一所但此月者廿三日元方御寄会、此日同日ニ候故昼半時より

二月次寄会へ出席可申事

一廿八日 諸役所入替

一諸役所金銀受取帳口書可申付事但江戸、大坂へ役所替通達之事

金方為替工面、唐物問屋歩引現銀之取残可致吟届店より薬礼出し可遣事

味

子供、

先方医者ニ懸り候共聞

十日より前ニ相配

せ

可申

事

味事
江戸振并当店より主中様方へ売上ケ候呉服代取集方可致

但右懸ケ方取集ニ廻り候若キ者男召連候

出入之者

(余白九丁分)

召連参可申

候

半季居之男ハ召連候義無用たるへく事

月

八月

一諸社代参

但帰宅相改可申候

一本月番其外会所ぬり板相改可申衷

元方御月番手紙ニ而

惣様灸治致させ可

夕茶飯申付、

四日 夕内寄会

一六日 夕惣寄会

但四

[日ニ主中様方へ

十五日 月見之休夜

十六日 月次御寄会

十六日 神事客来廻文差出し可申

251

但宿元へ差遣置候手代、子供病人之分、 手紙ニて、参候

而相祝候様ニと可申遣事

十八日 神事休日

但客来在之候間、支配人、組頭不残内役相勤可申事

并惣様之内増内番可申付事

誂方重陽事多候ゆへ、十八日神事ニも新二階高見ニ而役所

相建、下し物可為致事 休夜

廿五日

此月之内子供請判取可申事

(余白一〇丁分)

九月

諸社代参

但帰宅相改可申候

本月番其外会所塗板相改可申

元方御月番手紙ニて尋ニ遣し可申事

四 日 夕内寄会

六日 夕惣寄会

但四日ニ主中様方へ廻文差出し可申候

但玄関番差出し可申

事

尤袴羽織也

九日

節句休日

+ 一日 影待

但諸社御祈禱、愛宕代参前広ニ相勤, 当日まてニ御札揃

候間、 候而絹加賀がた神檀へ并へ可申事、 廻文十日ニ相廻し可申事

并今月ハ客来在之

附り

宿許へ差遣置候手代、子供病人之分、

手紙二而、

参候

旧例之通浄留理語呼寄候ハ、、誂方役所ニて休息支度等致 而相祝候候様ニと可申遣事

させ可申事

并支配人挨拶二不及候、 賄方頭役会釈可申事

但若キ者両人、子供弐人付置可申事

十三日 月見之休夜

十六日 月次御寄会

廿五日 休夜

廿五日 成願寺講

月末二諸社御祈禱札相揃、

江戸、

大坂へ指下可申

余白九丁半

十月

諸社代参

但帰宅相改可申候

本月番其外会所塗板相改可申事

元 (方御月番手紙 而 尋 可 亩

日 内寄会

六日 夕惣寄会

申

候

十三日より真如堂十夜戒名書申来候間 人別割を以遣

判押可遣

月次御寄会

但参り刻限、 下山 事 刻限切手遣し可申 候 尤印判帳合場

十七日 蛭子講廻文指出シ可 車 事

但主中様方、 店々当役、 退役夫々書札方控帳相 設 引合

差出し可申 候

附り宿許へ差遣置候手代、 子供病人之分、 手紙 二面 参

候而相祝候様ニと可申遣事

十八日 之者壱人宛、子供相添、 夕方中立売、 新町御宅江恵美須、 口上ニ而請取ニ遣し可申 大黒為御迎初 元

十九日 嘉例蛭子講、 朝七ツ時迄ニ惣用朝飯給させ候様可

未明より恵美須尊神御膳差上ケ可申

致工面候

但本膳之分支配人持参、 焼物者組 頭 持参 指 上可 車 事

客来雪駄付札可申 一敷廻り掃除其外共主中 行事 様方御出より前ニ見分致し可置 事

主中様方へ御膳差出候節、

支配人筆頭より

組頭迄段々持出

可 々迄持廻り可申候、 申 末々者 平 小供ニても不苦候、 二献目者中年平手代酌取ニ出 尤初献支配人持出

拶可申候、 盃 一八松也

、梅也、

三献目初元之者酌取、

支配人取肴持出、

末々迄挨

可

三献目主中様方相済、手代之部へ盃廻候節、 盃相初り候間、 前広ニ盃台、 取肴酌取之子供何角共可 八 郎 右 衛門様 致

用意事

御

御膳引候節、

最初之通支配筆頭より

、段々ニ罷出、

御

膳下

ケ

可 中候

主中様方之内御出 |座無之御方有之候 御退出之節、

誂方東側

へ相

并候

而平伏可

申

御隠居様

元方主中様

右 者御出座不被遊候分、 御 肾肴差上 一ケ可申

夕飯之客来ハ廻文之外手紙ニ而申遣候衆中 但手紙認方書札方帳面ニ在之候

客来之通と可相心得事 三手代分計ニ候ゆへ、 自然会釈方麁末ニては不可然候 也 饗応方朝惣

主方可相勤事

日

一那より被下置候御祝儀

二候間、

当役之支配人叮嚀ニ

平 嵵 恵美須御膳下ケ、

初

暮

立売 新町

右弐ケ所様分御供、 のり入紙水引懸候而 退 置、 其 **K後惣様**

段々二頂戴致させ可申

惣用夜食相済候ハ、、順々舞盃相勤 可申事

隅々迄火之用心見届可申事 惣様判取候而家内夕番見廻り候後、 支配人又々二階、 台所

迎ニ参候人遣し可申 事

廿日

早朝中立売、

新町御両所へ蛭子尊送可申候、

尤前日

廿三日 但懸鯛海老御供差添可遣事 両替店蛭子講

但支配人壱人、組頭壱人店ニ相残可申事

廿五日

廿五日

休夜

成願寺会式講

但香典支配人之分人別割合店出

し也

(余白九丁半)

諸社代参

但帰宅相改可申候

本月番其外会所塗板相改可申 元方御月番手紙ニて尋ニ遣し 可 中事

四 日 夕内寄会

六日 夕惣寄会

> 惣様顔見世芝居見物として人割を以差出 但廻文四日ニ差出し可申候

但六日夕惣寄会之上被仰渡候様可致事

八日 夕稲荷火焼、 組頭以下人割を以夜食ニ遣し可申候 惣様一種申付候事

八日 夕紅店火焼、

十六日 右御寄会之跡ニて例年之通河原非人施行、 月次御寄会

角日柄相極可申事

両替店申合、

方

廿五日 休夜 十八日

夕御霊火焼、

一種申付、

休夜也

寒之入并寒中保養之給もの前格之通可申

付

但寒前惣様灸治吟味可申事

惣用顔見世見物之儀被仰付候ハヽ、七日頃新町奥様

江御

莧

取次を以可申上事 物ニ御出被遊候様ニと、 〆銀五枚支配人筆頭御台所へ持参

今月主中様方之内髪置、

袴着被初前広ニ聞繕可申

事

諸社代参

余白九丁分

但帰宅相改可 申

本月番其外会所塗板改可申事

し可

車

一元方御月番手紙ニて尋ニ遣し可申

一六日 惣寄会

廿一日頃 子供元服可及相談事 右際用多くニ付、此月者寄会無之候

廿二日 もちつき

但裁物場、新二階へ遣し可申

歳暮為御祝儀

油小路 [新町] 立売 西洞院

一歲事為兄養叮內FF\堅布一車、と粦毎と喜毀「右御二方様へ鰤壱本宛差上ケ可申事

一遠暮為祝儀町内年寄へ鰹節一連、北隣海老屋殿へ串貝一歳暮為祝儀町内年寄へ鰹節一連、北隣海老屋殿へ串貝

(貼紙)

儀鰤壱本寅冬より指上之申候、尤両替店相談之上也然ニ寅秋御一統親分様ニ御成被遊候ニ付、歳暮御祝然ニ寅秋御一統親分様ニ御成被遊候ニ付、歳暮御祝八郎兵衛様と御改名、西洞院御宅へ御引移被遊候、一新町八郎右衛門様御儀、御名前立売様へ御譲り被遊

廿四、五日頃 台所下男祝儀可及相談事 但竪文三井八郎右衛門として差送り可由

一大晦日 諸方年頭状可致書判事一廿五日 休夜

支配人之内壱人可参事

歳暮ニ罷越

国し

-但 し

七月之所ニ記之候日クニ付

別宅ノ頭壱人、支配人之内壱人ト両人罷上り候事当時新町様御名前ニ付北様と御両家へ罷上申候、

尤

夜分諸用相片付候ハ、子供仕着施可申渡事

陳方へ列座之上、歳暮為祝儀吸物、酒ニて相祝可申事諸役所用向相仕廻候ハ、、支配人より上座迄絹かゞ方、西

一店仕廻候節家内不残はき掃除可申付事

卸医師薬礼廿日前ニ逐相談、廿二、三日項配せ可中但元日そうじ不致世上之習ひニ候故如斯也

但宿元へ養生ニ遣候手代、子供、先方医者ニ懸り候共、御医師薬礼廿日前ニ逐相談、廿二、三日頃配せ可申事

の
「関目薬礼店より出し可遣事

江戸振并当店より主中様方へ売上ケ候呉服代取集方、可致金方為替之工面唐物問屋歩引現銀之取残可致吟味事

味事

但右懸ケ方取集ニ廻り候若キ者男召連

候ハヽ、

出入之者

(余白六九丁半)

召連参可申候、

半季居之男召連候義無用たるへく事

(裏表紙)

255

一般荷物入日主夜神様領守料 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(芸) (((((((((((((((表紙) 「日用記」 (三井文庫所蔵史料 別二五) 日記筆 日記筆 日記筆 舟シカ、
通	硯箱壱ツ茶台壱ツ	五
一	一役人屛風立 一役人屛風立 右之通差遣し可申候 好頭 経頭頭 が が が が が が が が が が が 組頭 が が の の の の の の の の の の の の り の り の の り の り の の り の の の の り の	新二夜具 素 新二夜具 素 一般 表 一般 表 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一 表一 一 一 一 表方 直物 方 し場 方 場	明申 壱組 計 ・	· 一 銀 壱 銀 壱 銀 壱 組 組 三百目

休足被仰渡候節不参之銘々料物左之涌 家内銘々天神講掛銀 役人ノ間 病人部屋 子供ノ間 奥ノ間 次之間 目録場 土間 櫃張場 台所 二階分 チ^介 役^{入分} 頭 小遣方 中ノ間 書札方 料理場 裁方 御召方 若イ衆間 高 男ノ部屋 支配人間 奥櫃張場 崑 ェ^紀 上^{入分} 座 ッ^{決分} 平 初 元

但病人之内宿元へ引居候者 新中休上州下り除之

> 大坂下りハ右之拵不入、夜具 初元子供出番之節、小遣相渡シ遣候処左之通 但し二日目より五節句之通也二季初メ之出番 舟文 舟宣文 ハ大坂へ下ス

右之通拵遣し可申候、尤夜具ハ親元へ指戻し可

中候

扇子

路金 中三度笠 荷 洞^力

灯マ小 燈ご遣 帳

かこ蒲 団

らうそく

一道中薬

馬やくら

花見之代り 舟宣 文 五節句同

ユシサ文 (七十五) (七十五)

涼之代り同 サ^会 シ 文

シセサチス 涼納料

手拭

角取袋

単物

脚はん

こう掛

江戸下り子供用意

合羽

カス 顔見世料

男頭迄相勤宿入通勤申渡候得者、 口櫃張場諸色請取候節之印形無之、是迄銘々の印形取扱い 其時又々下地御立之通相改メ可申事 遣し可申候、追々相場も引上ケ以前之格合ニ相直り候ハヽ、 平均何之出番ニても此度より相改、 合ヒ甲乙も候得者、当時相場ニ引当も候時者夫々余程ツ、 当節ニ而者飛脚も遣勝手不宜被存候、 いたし、右小遣相定り候節より凡ツサ割方も引下ケ候事故'而宜候砌ニ相定候御建、然ニ先年より金銭共相場追々下落 次酒三升差遣 たし候得共、夫ニ而者相済かたくニ付、此度改取引印形 小遣相増候、然共太鉢ニ小遣之遣候合ヒも候得者、多少ノ 右之通是迄相わたし申候、 寛政三辛亥 子閏二月廿七日改 寛政四年 尤無差取扱不致様堅申渡し置候也 L 可 鑑印 車 櫃取 之取置申候事右六平へ相渡候ニ付為念本人印形 右御定小遣銭其以来金銭相場至 宿入祝儀として金セ舟疋 鳥目舟文ツ、相わたし 尤時々出番之小遣割 支配人

> (贴紙) 半巾付 半巾付五 半巾付 半巾付

*ウ^チ 乳*疋 地

壱丈壱尺弐

乳地

壱丈八尺

のふれん地長寸法 半巾 壱丈三尺三

止事表ヲ堀右捨土埋メ候所、大浚よりと見得て当店間口之(ヒレン)文化元年子九月井戸普請致候節捨土出、右片付方無之不得 巳来入用在之候節右石ヲ遣ひ可申積ニ会所へ相談致置候間 せ候半と存候所、当時差而入用無之、依之其儘ニ致置候、 間溝石より七八寸向ノ下ニかづら石埋在之付、早速堀出さ

永々無失念相心得可申事

相

'n

若此帳面不用ニ相 成、新勤用 記拵 候 共 、此儀無 失念

永々相記置可申

入用道具左之通

きせる拾弐本

258

(貼紙)

婚礼致候節ハ祝儀差遣ニハ不申及事

久右衛門館

毎月次寄合ハツ時分より工六日ノ

面

致し可申事

盆が出業粉

正月七日

高房公新春喜状

尉姥之絵

ひばし 手拭懸ケ 油とゆ一 計 取 よ せ 斤 すミ取 茶柄杓壱本

茶こし 旦那茶わん 茶ほうし 茶台

引板折り板

十枚

又組頭月番衆ニ挨拶致し子供役判形候事

〆右之通り出し 賄方下役ノ役也

右そうし表番ニ申付候物也 はいつキ田葉粉盆 キセる

江戸中休着被致候ハ、早速挨拶致し、 具枕出シ、又主中様方上ケ物拵致し夫々持せ可申事

(余白三〇丁半)

「掛物之口」

正月三ケ日

千歳絵 織物松竹梅

弐幅対

掛物目録控

田葉粉□印出し、 夜

(貼紙2) (貼紙1)

朴 十月十九日

(貼紙1) 福録寿 福録寿蛭子大黒

如川筆

蓬萊山 両福神

> 二福対 三福対

蛭子 福録寿

三福対

会 福録寿之絵(ママ以下同)

如川筆

(付[高房公新春喜状

正月十五日 七福神 正月十九日 両福神 福録寿蛭子大黒 福録寿 高房公新春喜状 三福対 二福対

259

右之通掛置

五月五日 三月三日 二 鉄カイ仙人 会 富士絵 春目録開 朴 七福神 同御主人方様出立 江戸勤番示合 (貼紙 2) 但秋ニ而も 十分盃 会 蛭子構祭候ニ付掛物止メニ 両福神 二福対 前右紀州大黒様 福録寿蛭子大黒 左大黒 中蛭子 右福録寿 内蛭子講之節 左 高房公新春之喜状 福寿是慎壱行物宗竺様御筆 右之通掛置可申 朴 二ケシ人 ・ 二ケシ人 八月十八日 二 福録寿 コケシ人 七月十五日十六日 朴(付)ニケシ人 会質纖物松竹梅 会 織物松竹梅 二(は「鉄カイ仙人 十八日 | 蔵入大黒」 | 「子年上嶋氏改ル | (付箋) 富士絵 鉄カイ仙人 「福録寿」 「鉄カイ仙人」

九月九日 小鳥ノ絵 富士絵 鉄カイ仙人 鉄カイ仙人

宗栄居士開ケンノ文

蔵入大黒

此二幅蔵ニ仕舞置可申候

正月

(余白一丁分)

一元日 但 屛風片シ 礼帳 硯箱壱ツ 上下弐具 玄関未明拵可申事 手札入

茶道具類出し可申候 右出し置可申候

きせる たはこ盆 右ニ順 四ツ計

夕勘定相立算用帳写取可申候 内番角前髪へ銭五貫文相渡可申 初元舟文ツ、銘々小遣付可申 候 傧 別帳面ニ付させ其

入置六日福引之節出し可申候

夕方年玉もの内番役人中立会、

子供舟文ツ、

惣高ニ而仕着施ノ口へ写可申候

封印ニ而請取、土蔵へ

日 玄関未明拵可申事

但道具類右同断

内番角前髪銭四貫文相渡可申候

初元 二度目者 元日内番之者ハ ヱ (舟 シ ナ エ ナ エ ナ エ 文 文 文

子供 右同断

年玉もの右同断

二日三日之内玄関番両人諸社代礼遣ス、

其節極月ニ包置

候銀子相渡可申候

茶代用意銭舟文供ニ為持可申 支配人中より差図可在之事

三日玄関未明拵可申候 内番角前髪銭四貫文相渡可申候 但道具類右同断 但初元子供エシサ文ツ、

年玉もの右同断

兀 日 附 建有 物 賄方吟味組 頭 改受高 X Ĺ たし、 会所へ出

可 車

福引之節組頭へ相渡可申候、 年玉物折々持参在之候、 小遣方役人疾与礼帳 尤其後所者来福引迄退置 付 六日

五日 金銀算用帳致勘定可申事

六日 諸道具類 今夕福引在之入用之品 式

玄関未明拵可申事

諸役所△物吟味いたし出し可 年玉もの不残出し可申候

候

七

百 諸道具類 元日之通

但初元子供ヱシサ文ツ (モナ五) (モナ五)

可

車

帹

日 年玉物請取来福引迄退置 今日より目録ニ掛 り可 申 亓 車 帹

但入用帳面左之通

算用帳

附込帳

進

物 帳

勘定帳 銭出入帳

取替帳 店売帳

時貸帳

銘々指引帳 金銀請取帳 店小遣帳 附建請書 銘 目 マ小遣 録下附

永代帳 人参帳

仏事帳

中勘帳

職 人墨 紀印 取 替帳

米踏上帳

屋着 E 敷 方 吟 味

右帳面 、大坂勢州振下シ指急キ先右帳一 [日用溜り不申様写可申候、 通り相改、 扨目録ニ取掛り候 右三ケ所取 ハ、江

替

代別紙相認銀子請取通シ可申候、 無之哉吟味之上拵下し相認差下し可申事、 扨銘々小遣帳高〆相違無 夫より諸 方取替

分ケい たし可申候

之様かり〆ニして帳面銘々見せ可申候、

夫より店小遣帳仕

十日頃 北野燈明料為持遣し 可 車

事

能作 閏月之時者セ舟ウシ セ舟エシ、(二百九十次)

閏月者増なし に百四十名) ・

能竹

十三日迄二愛宕代参為被参可申事

花 御札弐枚調へ可申事 為さい銭小遣銭セ舟文遣ス

シセ、宛 京本 (+1.2k) 東第坊ニ而夕飯出ル 御百味料為持遣ス

京本店

江戸本店 御札下ス右ハ下しニ相立可申候

御初穂

銀イ両遣ス

十三日 影待相勤可申事

毎日神服、 御札料者代礼包銀ニ而相済也 徳蔵院御祓ニ御出被下候様手紙遣し可申候

絹方床間へ左之通

正月分諸社御札不残出ス 掛させ可申候

御酒壱対 洗米 燈明三ツまた

屛風片シ

チサウ寸ニ 而宜

か同 き 十 五

机ックェ 壱ツ

但弐ツ

右棚へかさらせ可申候、 尤神事役へ可申 付

神服様御祓ニ御出被成候節, 為御祈禱料銀イ両直々相

渡可申候

朝会所相片附させ可 徳蔵院千遍真経執行在之候 車

金イ両セ歩と

こま焚釜

水引 少々共半紙弐折

八ツ足台三ツ

油つき 晒布巾

硯箱

清桶壱ツ

同蠟燭立

宅ろうそく

入用道具左之通

渋紙 売枚 水式枚

しやく台 四本

ヲヤ玉セシツ文

まん寿十五

小同 餅 十 五

右之通朝早々出し置徳蔵院へ渡ス

屛風一双 茶道具類

かけ手拭

右出し置可申候

茶番子供三人

経衆拾人 献立台所帳記ス

中飯御酒ハ三献引盃計

夕飯ハ

初献 引盃

三献

ヲヤ玉サシ文弐りツヽ 同むすび廻し

せやうく付銘々引可申候

右夕飯相済候跡ニ而まんちう弐ツ宛杉原包菓子盆ニの

右まんちう毎日越後屋美濃方へ例之通誂付可申 傧

十五日 玄関未明拵可申事

道具類元日之通

内番角前髪銭四貫文相渡し可申候

但

初元子供ヱシサ文ツ、

年玉もの請取来福引迄退置可申候

一十六日 子供残銭角前髪申付預り置

尤銭渡帳裏ニ記置、二季目録之節勘定相立可申事

十八日 蛭子講拵之事

くわし

役替銘々屛風俗衣取替、 十九日より相改可申

非田院蛭子講祝儀米壱升と遣ス

廿八日 廿日 蛭子講十二銅客来引合金方へ相渡し可申事 道具類夫々相仕舞可申事 成願寺千巻陀羅尼執行可在之事

次酒五升為持遣ス

店より参詣四人参ル

献立吟味之事

肴買入客人数聞合立合買可申事

夕方名代衆より立合聞酒いたし相極可申候

入用道具左之通

家具類 夷燈籠 屛風不残

たはこ盆 きせる

釣花生 火鉢

茶道具 ふきん 絹布

掛物類 盃 八郎右衛門様御盃松竹梅二組

御召方会所 掛手拭

緒二集、

寺ニ而夕飯出

徳蔵院荒神祓衆三升遣ス

日 台所雑用方入目付立吟味いたし、 不都合無之様可

晦

去年中古御札と正月中新御札と入替、 諸社代参銭弐百文宵番へ相渡し可申 車 古御札木嶋へ相

但 銀マ、包添納 納メ遣し可申事 月払之分台所致吟味相払可申事 メ遣

高野山御札料左之通

福生院箋「金セ朱 (付箋)「当時銀イ(二) 両

必右御札持参之節相渡可申候

懸壱人前一ケ年分百四拾八銅宛毎年正月晦日前より本店一 木嶋神服讃岐守殿方神拝講と申儀今般相企、

一ケ月十二銅

閏月年ハー人前十二銅増可申候 神服氏へ為持遣し可申事

本店

家当 督役 中中

(付箋) 銀イ枚

南院

(付箋)「当時金セ舟疋」

(余白二丁半)

丸勤褒美遣し可申事

大丸

セヨウ

皆勤 丸勤 なし 舟宣 文

子供 ₹サ改 (ē) ₹シウ ₹文

右者賄方ニ而取替置

匜

両替店 上ノ店ハなし 支配人中手紙ニ而申遣ス

加賀屋吉兵衛方より礼ニ参り 候 間 其節

(付箋) 銀 セミ

一両 祝儀

指遣し可申候

昆布持参在之筈

初午真如堂稲荷御膳料左之通

御酒料 御膳料 サ_宝 シ 文 舟 宜 文

本店より

御膳料 サシ文ツ、 文ツ、 紅上 店 店 店

同 サシ文ツ、 家 野 学 中 よ り

右之通毎日元方より廻文を以申参ル

其節相渡可申候

振舞地廻り者支配人中差図之上取計可申候

出立之節取替物落無之様算用可申候 両寺拝見料者銀セ、ツ、包案内ニ為持遣ス

廿四五日頃より節句前払取掛り可申事 盆前初元子供仕着施帷子凡人数相調へ注文相立可申事

弁慶 角初 前元 髪 頭直段シサ、より 但

替りしま 紺計 子供 相者無用 頭直段シセ、より

格別太しま者無用

此節より江戸大坂中休追々被致着候間、 司申事 不都合無之様気を

三日 玄関未明拵可

中事

屛風片シ 硯箱 礼帳

たはこ盆 きせる

茶道具類

掛手拭

内番角前髪四貫文相渡し可申

事

〆右出し置可申候

中 頃 役人中ふとん引可申事

翌日子供残銭角前髪申付預り置 但初元子供ヱシサ文ツ、

可 申

此節目録仕上ケ可申事

仕上ケ之上会所押合帳面左之通

廿四五日頃より節句前払取掛り可申

節句前朔日諸払致可申事

可申候

櫃屋、

肴

屋 酒屋、 油

屋致吟味、

内渡し無相違遣し

(余白一丁半)

四月 一台所向寄合相勤可申事 例年参会之節入用品々左之通 例年鮒七拾枚大坂へ指下し可申事 手拭 弐 布 巾 布絹 献立 請書 勘定帳 算用帳新 砂糖 少々 せんじ茶 店小遣帳古 掛り役組頭衆立会可申候 下直成時分見計之上会所可及相談事、 新 菓子 挑灯 杉原 酒 時貸帳話 銘々指引帳 目録下附 金銀請取帳 弐折 毛せん 三枚 巻紙 壱本 きせる 弐拾本 らうそく 弐拾丁 凡イマツ入位也 蚊帳 廿四五日頃より節句前払取掛り可申事 豆袋 取持とも子供花見替り出番 三日目ニ髪結 三日之内男頭遣ス 唐物方 座以一 三日間茶料 肴屋同 染方西同南支配人 以川用意 飯代壱人前 下男迎ノ者 日 玉松鳴≒□ 下役者なし (三百)上役計遣ス マサ入 でが入 金マ歩也 イサ五分 イニ ヽ シ 銀セ両也 銭舟文ツ、遣ス 同東ノ方 同 銭 (三百) [東ノ方

五月 (余白二丁分) 節句前三日諸払いたし可申事 尤ふくろべ前広ニ相直し置也 右之通夫々札ヲ付差出し可申候 下し場ニニー 台所 小遣方 金方 男二階弐 御客用意 役人二階 二階支配人 木綿方北ノ方 表二階本番 大坂方北ノ方 小松方北縫方 誂方北ノ方 詰番 小松方 通帳場 奥口櫃張場弐 表二階惣用 子供二階 新二階支配人壱組 古書札方 同染地場 大坂方南之方 木綿方南ノ方 (世) 一北野坊大繁若御経料 一十三日 影待前度々相尋祈禱料左之通 五日 玄関末明拵可申事 木島同 徳蔵院御祈禱料 御霊御膳料 金光院御護摩料 内番角前髪銭四貫文相渡し可申候 屛風片シ (付箋) 止メ」 〆右出し置可申候 茶道具類 初元子供へヱシサ文ツ、 たはこ盆 銀箋「八匁六分) 銀箋 (付 ツマ入) 銀 シセ、 ・ 銀 シセ、 銀シセ、 きせる 礼帳 「マ、」

但

櫃屋致吟味、 内渡し無相違遣し

掛手拭

可申候

肴屋、酒屋、

醬油屋、

裁もの方

誂方南ノ方

当 止時 メ 出役所子供笠出し候事 此節見合家内銘々夜着引可申候、并蚊帳出し候事 十三日迄愛宕代参為被参可申事 「一同御初穂料(後筆) 御祓ニ御出被下候節 申候、包銀認様如此 右之通相拵、七日八日頃為持遣ス、尤手紙夫々付遣し可 シセ、宛 銀シセ、 神服、 其節坊ニ而夕飯出ル 為さい銭小遣銭セ舟文遣ス 御百味料為持遣ス 花御札弐枚調へ可申候 絹方床間まつり正月之通 徳蔵院ハ当日御祓ニ御出被下候申遣 京本店 江戸本店 /御札下ス 右ハ下しニ相立可申候 神服様銀イ両直ニ渡ス 徳蔵院者なし 銀シセ、」 「ツマ入」 ス (余白二丁分) 例年之通二三日頃煤払いたし 子供銘々はら当遣し可申事 廿八日 米ふミ 煤払道具前方日限極り次第入用之分用意可申、 前日台所雇も同断 右手伝雇賃 手桶 当日日雇 町内断 日雇 宵台所廻り 二条通北側 衣棚北隣弐間南隣下迄 暮過より早々二 向者下より上へ六間通り 徳蔵院荒神祓 イサ入 火団 一階分畳たゝき荒煤取 米三升遣ス 可申 上役者遣ス 東庵老 男頭遣ス 事

則左之通

十四日 例年涼休足前日鍵屋方申付、 雑巾 灯守切 燈ごわ ら 敷板 たは らん 切 きせる 初元子供ヱシサ文ツ、内番角前髪銭四〆文相渡し可申候 箒 しゆろ箒 小ほうき 尤右者町内暫御休被成候当 風獅子一双遣ス たはこ盆 茶道具類 八ツ時より表木綿方南見世計明ケ、 右出し置可申候 休日 草履 渋紙 畳 手ほうき らうそく さょら くらかけ たゝき 飯代料理之品聞合可申 毛せん弐枚引 車 屛 土用之内店料理吟味可申事 土用見舞 ※御年寄 替り 遺番 供 酒見斗此方より為持遣ス 台所男頭遣ス、鍵屋ニ而支度 鍵屋飯代 雨天之節者一源方ニ而料理可申付事 きまれる。 裏町上組 北様へ 町内御年寄 源方者飯代相対を以相極可申 但箱者巴屋善右衛門方へ下地格を以誂付可申候 サシ文ツ、 文ツ、 (付箋) 寛政八辰年より (付箋)(三匁) (付箋) 当地水泉粽三把宛 大白唐目弐斤半 **≀**同 **≀**拾 **≀**五 真桑瓜弐拾ウ 巳夏より伊織誂也代壱匁 壱把ニ附 帹

什: 晦 日 |切可申事 仕切廿二三日頃より廻状出し、 廿五日迄通集目帳

盆前仕着施致工 面可申事

帷子 半晒しま

雪踏

扇子 三弐 本本 物物 角前髪より小子迄初元計

下帯 角前髪迄

(余白一丁半)

七月

諸方より中元祝儀参り候間、

返状書相拵置

司 車 事

同用人へ

妻和二年戌極月より改 を開きました。 おおりまりなりません。

中元御祝儀

但し五日頃迄ニ遣ス

北様 大白唐目弐斤半

但

箱

者

巴屋善右衛門方へ下地格を以誂付

可 单

四条様 右同断

未年より止メ

当町年寄 開人 同 差鯖五桶

同

同

髪結賃 金百疋

米三斗六升 扶持米半季分

同

但壱軒役壱升ツ、六軒役也

同番人へ 米壱斗八合

壱軒役三合ツ、六軒役也

(付箋2) Г (付箋1) 銀

弐両

面

「金弐朱也」

銀セ、ツ、、店表シチ、」 (付箋2)

同友次郎へ 同番人へ 下上 三 三 百 文 銭壱〆三百文

ル 東 東 動 調 動 調 動 語 三 射 把

享和亥暮よりよ

ıĿ.

エメニ成

之上止メニ成ル 来候付一町内相談 右祝儀ハ町内箱到 談到

丑極月より止 用人へ 同上組 と同 (貼紙消) ・装結(・装結() X 銀四匁三 銀四匁三分 2分

七夕玄関未明拵可申事

礼帳、 硯箱、 屛風出ス

のうれんハ常躰之通

清帳紙相拵可申事

元服之節髪詰へ祝儀遣し 可申

元服 サ^宝舟^宣 シ^ナ文 文

〆右紙包のし付遣ス 半元服

附立七日八日頃ニいたし可申事 九日頃より盆前払方致工面可申事

出入方者十日迄二払可申候

盆前男共、 出入者祝儀拵可申

事

内覚帳ニ是迄遣し候控在之候間、 右之格を以書付相認

支配人中へ及相談可申候

外ニ半紙五折ツ、水引ニくゝり相添遣 男頭上番之分ハ不残目録ニ而遣ス

ス

火役駈付之銘々給銀遣し可申事 右申渡候節掛り役組頭衆立会可申 ·候

拾人仲間銀舟セシサ、 (百二十五匁)

右太左衛門方へ相渡ス

代礼包銀相拵可申事

包銀之上へ先々名当直ニ認ル

(付箋) (四級三分) 地蔵庵

セニタ 徳蔵院

マニタン 寅七月改

十五日

可申事

(付箋)(三匁)

梅村七左衛門

(二^{匁五分)} 杉本伊八

〆裏町_下組町代 **丑極月より止メ、尤両家共**

右之通相拵十六日玄関番両人之内差遣し、尤支配人中よ

松原政五郎

林伊右衛門

り差図在之事、其節相渡し可申候

役人中俗衣仕替可申事

盆前払十二日より取掛り可申事 晩仕着施会所出し可申事

十四日 并手拭共 ***

肴屋 酒屋 櫃屋 醬油屋

盆前大便代ヱシサ、、小便代シウサ入ツ、、二軒より請取内渡し無相違致可申候

玄関番未明拵 1可申事 屛風片シ

硯箱 上下

掛手拭

きせる たはこ盆 茶道具類

初元子供舟文ツ、内番角前髪五〆文相渡し可申候(質)

右同断

道具類 右同断

内番角前髪銭四〆文相渡し可申候

初元子供十五日内番者ハ舟(ロナニ) 初元子供十五日内番者ハ舟(ロナニ)

一十七日

付立有物賄方吟味組頭改請高〆いたし、会所へ出

し可申事

十八日 御霊御出休日

茶道具類

たはこ盆

きせる

金屛風

〆右出し置可申候

内番角前髪銭四〆文相渡し可申候

初元子供エシサ文ツ、

御輿御通り之節拾弐銅遣ス

右御通り之節見世表方より木綿方迄明ケ、 金屛風不残引

加賀屋吉兵衛方より礼ニ参り候間、 其節銀壱両指遣し可申

事

廻ス

七月昆布持参無之筈也

廿日頃より目録ニ取掛り可申事

金弐朱也北野上成坊挨拶出ス

十四日 東陽院店経被参候間、 八ツ時分より仏前拵置可申

東陽院様へ 右挨拶自他落之無ニ様相心得可申事

供付男へ 紙包遣 之 え

(余白二丁半)

八月

朔日

玄関未明拵可申事

入用帳面正月之口有

事

ねり物相休事も御座候得者、 是ハ其時ニ応し用意可在之

十八日 エシサ文ツ、 内番角前髮銭四〆文相渡

L 可申 候、

尤初 元 子 供

御輿御通り之節米壱升遣ス

但

諸事七夕之通

御霊神事

尤料理ハなし

十六日

并献 立 改 ス

御客人数聞合之上看立会買可申候

入用道具左之通

家具類 屛風不残

募

つり花生

者ハ目録ノロ有 掛物類 毛せん

布巾料面

たはこ盆 きせる 盃

茶道具類

菓子

其外入用之品者前々聞合用意可致候

非田院祝儀 米壱升 遣ス

X

但し

九月 (余白一丁半) 十一日 九日 廿二日 節句前払取掛り可申事 此節見合家内夜着出し可申事 〆出し置可申候 掛手拭 硯箱 肴屋 きせる 内渡し無相違いたし可申候 払者致七日可申候 但 たはこ盆 茶道具類 玄関未明拵可申事 御初穂銀セ両遣ス 影待御祈禱料諸事五月之通 顕名霊社御神事ニ付店表より参詣可在之事 酒屋 礼帳 櫃屋 袴 醬油屋 屛 風 十月 (余白一丁半) 夷講 廿八日 十五日 例年漬松茸相調へ可申事 江戸本店愛宕御百味料も在之候 献立吟味之事

此節目録仕上ケ可申事 時節も御座候へ者、 んハ不残江戸払也 右例年格を以仕下し可申候、尤格外高直又者出無数在之 仕上ケ之上会所入用帳面者三月之処ニ認有 右ため銭セ舟文、紙弐折遣ス 江戸本店 同 芝口店 徳蔵院荒神祓銭五拾銅遣ス 向店 粟田まつり加賀屋吉兵衛方より餅参ル 是ハ其時及相談相計可申候、

肴買入客人数聞合立会買可申候

十八日

但

南都より小鳥七拾把登

夕方名代衆より立会聞酒いたし可申候 ル

四〆文相渡し可申候 朝御客相仕舞候得者出番在之候間、 宵ニ出し置候入用道具者正月之処有 内番角前髪銭

十九日

非田院祝儀銭五拾文遣ス 初元子供ヱシサ文ツ、

廿日 例年伊勢御祓持参在之候間、 并十弐銅御客人数引合、金方へ相渡可申候 道具類夫々仕舞可申事 其節御初穂左之通

銀七両

落合権太夫

供 セン

玉串若狭

銀弐両(四八名)

畄

京宿太夫

銀セ両

ママニータ

台所

奥櫃張場

壱

表番 風呂場 櫃張場 壱

夷講より家内火鉢出し可申 会所 ≥ 四三 三 唐物方

事

壱

下シ場 朴方 弐 壱 縫方 西陣方

帳合場 小松方 金方 表方

長合場預 西陣 東 東 東 大 預

壱

裁物方 木綿方 弐二 誂方 大坂方 弐

染地場 壱 絹方 壱

弐 二 絹 御 方 客

尾州方 壱

書札方 染方

火鉢なし建若旦那様御出勤中ニ而も別ニ

(余白二丁分)

ヲ入置也 右之通支配人中より指図次第出し可申候、 尤四五日前土 X

此節仕着施荒増相調 本光黒手 新弐年 目 へ注文立 置 可 单

事

同 紀州 新初 年 目 目 古角前髪

同

相手

替りしま 筋本手 丸 額額 新角前髪

同

裏木綿萌黄也

「申秋より改花色ニ成ル」(後筆)

皮足袋

雪踏

X

十月中旬ニ

台所寄会相勤可申事

掛り役組頭衆立会可申候

十一月

八 日 稲荷御火焼

料理

休夜也

九 日 荒神御火焼

料理休夜者なし

+ 八日 徳蔵院御祓ニ御出被成候節銀マ、包遣ス 御霊火焼 料理 休夜也

但

晦 H 諸方致仕切可申事

御輿御通り之節米壱升遣ス

廿日頃廻状出

· 年 顔 見 世 在 之 時 者 一 源 方 申 付 、 廿五日迄書出し集買帳へ写可申 料理飯代吟味可申事

役人より

酒者人数見計此方より為持遣ス

三年目迄

子 初供 元

場

銭為持遣ス是者其時割合を以直ニ

男供 上番 上番 追廻し

奥櫃場

髪結両人共

銭セ舟文ツ、遣ス

但し 上マ舟文

銀イ両遣ス

寒ノ入先格之通料理口割吟味可 男頭者 申

事

北様へ 大白唐目弐斤半 但箱者巴屋善右衛門方へ下地格を以誂付可申候

寒気見舞

裏町上組 年寄 町内御年寄 但し寛政八辰年より 同 弐拾五 玉子[五]拾籠入

例年非人施行遣し可申事

人数友次郎より吟味遣ス

二条 壱人前米四夕当、 丸太町 水弐合六夕 善四郎橋

相極り次第日割之処両替店聞合取計可申候、焚出しハ惣 右人数相知レ候得者用事留帳写、 会所へ可及相談候、 尤

> 木綿手拭相拵可申事 出役所子供はつち拵遣し可申 人数に本店、 其外役所下役計 両替店弐ツ割也

事

支配人衆 銘々紋付

加番手拭

諸役所左之通

下し場 唐物方 縫方 朴方 壱 弐 小松方 西陣方 壱 弐

壱 帳合場 壱 表方 壱

金方

誂方 弐 染方

屋敷方 弐

壱 書札方

絹方

染地場

壱

大坂方 木綿方

壱

(余白二丁半)

右之通金さし三尺ニY染物方誂付可申候

十二月

愛宕代参裏店男ニ為被参可申事 但為さい銭小遣銭セ舟文遣ス

(U) 可致事	年々人数相調 正月三日之間喰用」 但し 廿三日せん財用	行 「明治元辰十二月改 「柳餅花」(徐白書込)	(一夜計者舟文也 大出入ノ者宵より働候者ハセ舟文 右之通男頭より差遣し可申候	銭セ舟文 其外十二ノもち」 申貝一連 壱斗ニ而 壱組 八組	1.7	砂糖用意 三升ニ而 徳蔵院	俗衣弐ツ出し置 壱斗ニ而 荒神	一廿二日夕 餅付 五升ニ而 土蔵 所々鏡餅	「覚 (後筆余白書込) 一十三日 事初諸方より祝儀持参り候間返状書拵置可申事
右之選ニ御座候 戸ればらら塡し (朱書)『改壱石壱斗』 つき賃チシサ文 尤イ升ニ付	田	(朱書)『壱』 其外心見もち (朱書)『壱』 と見テ』	十二 もち柳 もち花 (朱書)『	一一升ニ而壱組 八組(朱書)『五合』 パチニ=娄五ツ	(朱書)『弐』 稲荷社 イトササササ 一三升ニ而壱重 十六組 (1)(五)	徳蔵	荒	(朱書)『三』 十一組 (朱書)『三』 土蔵 (五)	年々人数相調人数ニ応し増減可致事([無紙1])

「 貼紙 2) (朱書)『三斗九合』 右之外十二之餅 餅花 (朱書)『弐斗六升九合』 一三合ニ而同 壱升五合同 弐升ニ而壱重 弐升ニ而同 五升ニ而同 明治四未十二月改 〆凡五升 明治元辰 三本店御台所様 十二月十六日改 賄方上役野沢治郎兵衛勤居 土蔵(朱書)『八』十一組。 荒神 壱社 組 稲荷社 数五ツ 徳蔵 壱組 神棚其外神々社 心 但見 十十升 と人升 見掛 テケ 『乾元酉東新台 倉 利助 節分年男へ祝儀銀イ両遣し可申事 歳暮祝儀 惣〆カ斗ウ升ウ合(朱書)『エ』 同用人 当町年寄 右之通り毎年家内人数相調し可申事并米買入可申事」内ウ百又ハ粟用ひ之分引可申事(朱書)『三升』 番人友次郎 正月三ケ日四日 外ニ廿三日 正月三ケ日 〆三斗弐升 (貼) 塩小鯛拾枚 銭壱〆三百文 九軒役シチヽ遣ス」「当時壱軒役ニ付セツヽ(計紙) 但 イ() 升 串貝弐連 善財餅 当時出入方込 五人掛ケと見テ 一四 日十人 升

番人へ

裏町年寄 下三百文

但し下組也 享和亥暮より止メニ成ル 串貝一連

銀一弐両塩小鯛拾枚塩小鯛拾枚の直ス

同用人

米三斗六升 髪結賃 金百疋

銀イ両 米壱斗八合

同番人

同

同

〆 用同 人組

附立廿五日頃いたし可申事 但年内中入用紙聞合其積りを以付立可申候

節分禁中御神楽料支配人へ相渡し可申 清帳紙相拵可申事

事

御豆大坂店へ下料物左之通

豆 拾包 五拾銅

銀シセ、

三井八郎右衛門店と認ル

グチ舟ヱシセ文大坂へ下し立ル 三拾包 十二銅

> 男供出入者年暮遣し可申事祝儀 家内銘々正月た葉こ相調へ可申事 但 七月之処ニ委ク認有

其時相庭応し候得共

先ハ一斤ニ付マサカ入位(三十五匁六分)

火役駈付銘々給銀遣し可申事

拾人仲間へ銀舟セシサ、

仕着施取集メ可申事 右太左衛門へ相渡ス

晦日晩会所出し置可申候

布子

皮足袋

下帯絹 雪踏 角前髪迄

扇 子者

但七月之通

元服之節髪結へ祝儀遣し可申事

シー (十二分) 御霊 部膳料 金_(百) 妙寿 御寿院 祈禱料 チカス 木 島 初 穂 (貼紙) (貼紙) 佐々大 御札木 IF. 月代礼包銀相拵可申事 (貼紙)(三匁) 委細書札方に控有 (貼紙)(三匁) 包銀之上先々名当直 シ⁽+ニ_タ) 金光院 悪形院 (十二^{人)}シセ、 愛宕山 御百味料 マ<u>(三</u> 、 タ (貼紙) 徳蔵院 主夜神 (貼紙)(八匁六分) (貼紙) (八条六分) 成願寺 御祈禱料 (貼) (十二匁九分) 北野能作 御札料 (貼紙) 公州 松林院 に記 御膳料 (貼紙) (町屋) (四巻三分) 御札料 「チカ入」 (貼紙)(八匁六分) (貼紙) (貼紙)(八匁六分) (貼紙) ピッマス 是住院 (貼紙)(三分) (貼紙)(三匁) 小便代シウサ入ツ、 大便代ヱシサ、 右際□迄ニ請取可申候 小嶋甚左衛門 (下紙 梅村七左衛門 「右大小便代下直難詰義ハ□而評定致居候得共、 物又ハくき之下仕ニ而も持参候様駈合候而ハ如何御座 控段々延々相成居候処、 村大坂京都之間ニ付、自然両店評判ニ抱り可申哉、差 り向崎親類るい 丁子屋利助こやし商売被致居半減丈ケニ而も訳 此段御相談申上候 (貼紙) では、 顕名神社 要坂文六 (貼紙)(一匁五分) 西院六郎兵衛 吉祥院源右衛門 広瀬六兵衛 当節御一新之折柄ニ付、香 イ^(1 匁五分) 杉本伊 八 (下紙)

西之岡

一金弐朱也(以下後筆) 御神楽料左之通 南都春日社日参例年橋井利右衛門殿より取替被置候桟銭并 X 元朝より入用出し置候分左之通 惣用へ箸紙拵させ可申事 古衣 古取替 掛物 掛手拭 たはこ盆 惣用者 南鐐一片 主中様分 呉候様被願出居候」 仙過也 杉原水引ニくくり きせる 茶道具類 硯箱 屛風片 手拭 北野上成坊挨抄出 十五 鳩也 一ケ年日参料 京本店 (余白三丁半) (貼紙) 右之通毎年無失念差下し可申事 「未極月 銭三百文 弐百弐拾匁五分 銭三百七拾弐文 銭三百七拾弐文 一土佐小半紙 役所掛り役へ 但し江戸両店とも 橋井 未午 年十 五 束 横江 京御正 本神五 舟宣店楽九 文 分料月 ツ、 支配人衆 四束 右同芝 同芝口店 セシウ文増候事(三十九) 但し閏月在之候ハ、 8 セミ折 弐組遣ス」

旦那様共付子供男ニも蛭子講之節 小遣方 焼物台引なし店々下供 道具屋勘七参り候ハ、店々下供 櫃張庭 弐百弐拾四匁五分

(余白一丁)